このロゴマークは、JA新いわて管内の高品質な農畜産物を
星印で表し、「いいね!グットマーク」にすべての方から
「いいね」と言われるJAでありたいという思いを込めています。
星印の色は、緑の大地（緑）、豊かな稔り（黄）、輝く太陽（赤）、
青い空と澄んだ水（青）、純情で温かい人の心（ピンク）
を表しています。

新岩手農業協同組合

〒020－0667 岩手県滝沢市鵜飼向新田7－76

TEL 019-699-3311（代）　FAX 019-699-3300

https://www.jaiwate.or.jp/shin-iwate/

ディスクロージャー誌2024

新岩手農業協同組合

ディスクロージャー誌 2024

JA新いわて

目　次

あいさつ
1．経営理念…… 3
2．経営方針…… 3
3．経営管理体制…… 4
4．事業の概況（令和５年度）…… 4
5．農業振興活動…… 8
6．地域貢献情報…… 9
7．リスク管理の状況…… 10
8．自己資本の状況…… 18
9．主な事業の内容…… 18
10．商品・サービス一覧…… 21
【経営資料】
Ⅰ　決算の状況
1．貸借対照表…… 29
2．損益計算書…… 30
3．注記表…… 31
4．剰余金処分計算書…… 49
5．部門別損益計算書…… 50
Ⅱ　損益の状況
1．最近の５事業年度の主要な経営指標…… 52
2．利益総括表…… 52
3．資金運用収支の内訳…… 53
4．受取・支払利息の増減額…… 53
Ⅲ　事業の概況
1．信用事業…… 54
(1)　貯金に関する指標…… 54
①　科目別貯金平均残高…… 54
②　定期貯金残高…… 54
(2)　貸出金等に関する指標…… 54
①　科目別貸出金平均残高…… 54
②　貸出金の金利条件別内訳残高…… 54
③　貸出金の担保別内訳残高…… 55
④　債務保証の担保別内訳残高…… 55
⑤　貸出金の使途別内訳残高…… 55
⑥　貸出金の業種別残高…… 55
⑦　主要な農業関係の貸出金残高…… 56
⑧　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）…… 57
⑨　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示…… 58
⑩　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…… 58
⑪　貸出金償却の額…… 59
(3)　内国為替取扱実績…… 59
(4)　有価証券に関する指標…… 59
①　種類別有価証券平均残高…… 59
②　商品有価証券種類別平均残高…… 59
③　有価証券残存期間別残高…… 60

当組合の概要（令和６年２月末現在）

名　　称／新岩手農業協同組合
本所所在地／〒020-0667
滝沢市鵜飼向新田7-76
設立年月日／平成９年３月１日
本支所数／18本支所
組合員数／40,002人（うち、正組合員16,662人）
出資金／69億27百万円
役職員数／役員34人（うち、理事26人、監事８人）
（令和６年６月１日現在）
職員797人（うち、正職員546人）
総資産／2,837億57百万円
貯金残高／2,622億44百万円
貸出金残高／582億13百万円
長期共済保有高／7,489億66百万円
購買品供給高／179億93百万円
販売品販売高／440億74百万円
自己資本比率／13.28%

JA 新いわて全域地図

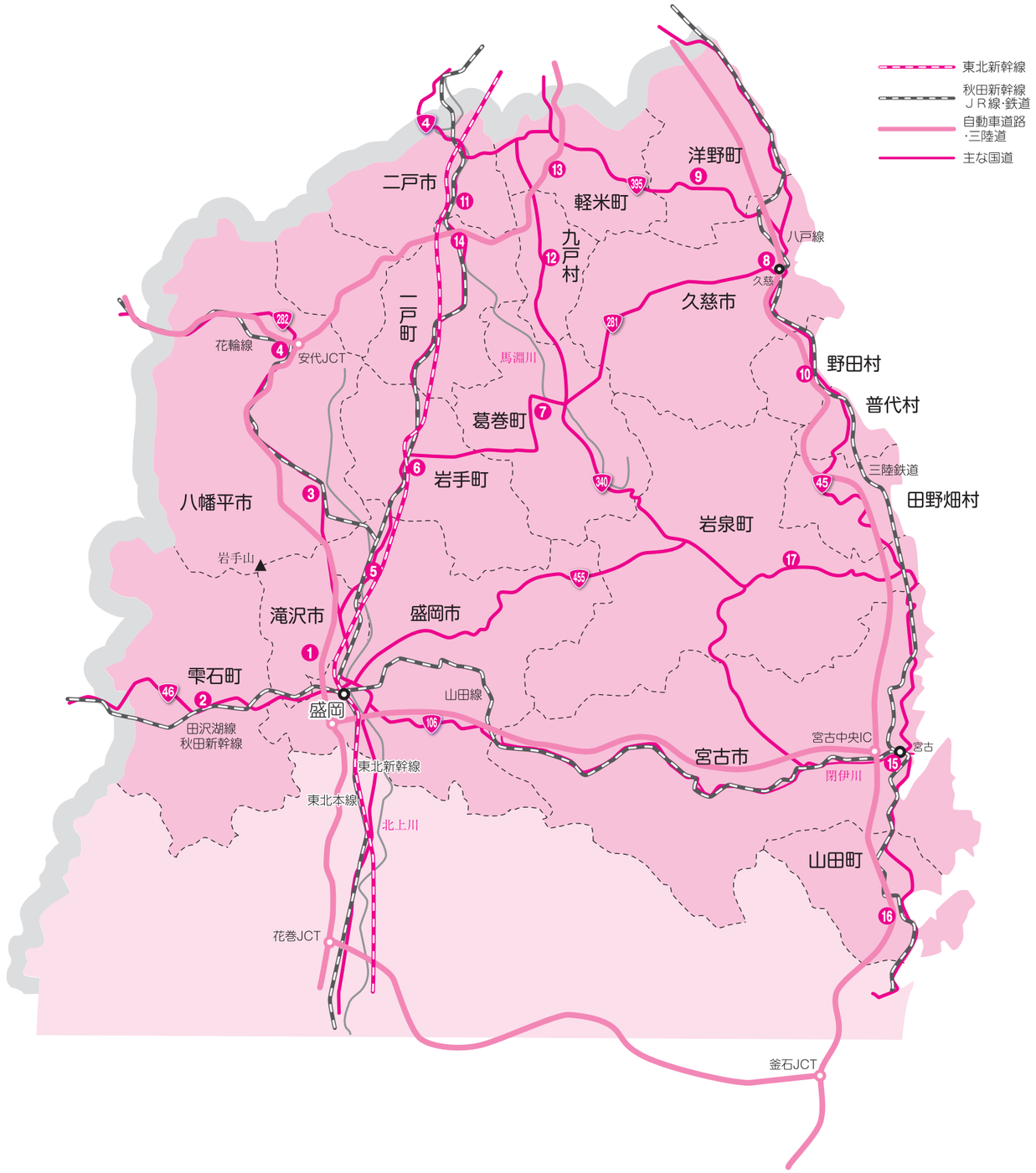

⑸　有価証券等の時価情報…… 60
①　有価証券の時価情報…… 60
②　金銭の信託の時価情報…… 61
③　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引…… 61
⑹　預かり資産の状況…… 61
①　投資信託残高（ファンドラップ含む）…… 61
②　残高有り投資信託口座数…… 61
２．共済事業取扱実績…… 62
⑴　長期共済新契約高・長期共済保有高…… 62
⑵　医療系共済の共済金額保有高…… 62
⑶　介護系その他の共済の共済金額保有高…… 62
⑷　年金共済の年金保有高…… 62
⑸　短期共済新契約高…… 63
３．購買事業取扱実績…… 63
４．販売事業取扱実績…… 63
⑴　受託販売品…… 63
⑵　買取販売品…… 64
５．指導事業…… 64
６．利用事業…… 64
７．その他の事業…… 65
Ⅳ　経営諸指標
１．利益率…… 66
２．貯貸率・貯証率…… 66
Ⅴ　自己資本の充実の状況
１．自己資本の構成に関する事項…… 67
２．自己資本の充実度に関する事項…… 68
３．信用リスクに関する事項…… 69
４．信用リスク削減手法に関する事項…… 70
５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…… 71
６．証券化エクスポージャーに関する事項…… 72
７．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項…… 72
８．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…… 73
９．金利リスクに関する事項…… 73
Ⅵ　連結情報
１．グループの概況…… 75
⑴　グループの事業系統図…… 75
⑵　子会社等の状況…… 75
⑶　連結事業概況…… 76
⑷　最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標… 76
⑸　連結貸借対照表…… 77
⑹　連結損益計算書…… 78
⑺　連結キャッシュ・フロー計算書…… 79
⑻　連結注記表…… 80
⑼　連結剰余金計算書…… 98
⑽　農協法に基づく開示債権（法定）…… 98
⑾　連結事業年度の事業別経常収益等…… 99
２．連結自己資本の充実の状況…… 99
⑴　自己資本の構成に関する事項…… 100
⑵　自己資本の充実度に関する事項…… 101
⑶　信用リスクに関する事項…… 102
⑷　信用リスク削減手法に関する事項…… 103
⑸　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…… 104
⑹　証券化エクスポージャーに関する事項…… 104
⑺　オペレーショナル・リスクに関する事項…… 104
⑻　出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項…… 104
⑼　金利リスクに関する事項…… 105
【財務諸表の正確性等にかかる確認】…… 106
【役員等の報酬体系】
１．役員…… 107
２．職員等…… 107
３．その他…… 107
【ＪＡの概要】
１．機構図…… 108
２．役員構成（役員一覧）…… 110
３．組合員数…… 111
４．組合員組織の状況…… 111
５．地区一覧…… 111
６．沿革・あゆみ…… 112
７．店舗等のご案内…… 113

あいさつ

『地域農業の振興を通じ、
組合員・地域社会の
発展に寄与する』

平素よりＪＡ新いわてをご利用いただき、心より厚くお礼申し上げます。

このたび「2024年度版ディスクロージャー誌」を発行いたしました。当ＪＡの経営理念並びに直近の事業状況とその成果、財務状況、商品・サービスの内容などをみなさまにご紹介するものです。当ＪＡのことをより多くの方々に、より深くご理解いただくために作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

組合員の営農とＪＡ事業活動は、新型コロナウイルス感染症が５類に移行し、社会活動がほぼ正常な状態に戻ったものの、国際情勢や円安による生産資材価格の高止まりが続き、組合員・ＪＡとも年間を通じ非常に厳しい経営環境となりました。

このような中、令和５年度は「第十次３か年計画」と「地域農業振興計画」（令和５～７年度）の初年度として、運営方針に掲げた「地域農業成長戦略の着実な実践」「総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現」の達成に向け、各事業活動及び不断の自己改革の柱として取り組んでまいりました。しかしながら、当組合事業の柱である営農経済事業は生産資材価格の高騰、異常気象等により苦戦を強いられる年度となりました。このような中、当組合事業の柱である販売事業では、440億円の農畜産物販売額（前年対比101.8%、８億円増加）となりました。

令和６年度は、第十次３か年計画の２年度として、『農家組合員の所得増大およびＪＡ経営基盤の確立・強化』に取り組みます。さらには、徹底した財務分析と将来予測をおこない、急速に変化するＪＡを取り巻く環境に対応し、地域農業を支え、高水準の事業機能を末永く保ち続けていくために、役職員一丸となり、将来を見据えた事業展開を図ってまいります。

また、総合事業経営の枠組みを維持しつつ、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者のみなさまに安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に努めてまいります。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和６年６月

新岩手農業協同組合
代表理事組合長　苅　谷　雅　行

１．経営理念

◇　使　　命

私たちは、次のことをＪＡの使命として、新しい未来を創造していきます。

わがＪＡは、組合員とその家族をはじめ、広く地域住民や生活者に対し、営農とくらし全般におよぶ事業活動を通じて、組合員・利用者の価値を高めるとともに、地域社会（環境・文化・福祉）の発展に貢献することを使命とします。

◇　ビジョン

わがＪＡは、誠実な組織・事業活動を通じて、将来とも食料・農業・地域において最も信頼され、組合員をはじめとする利用者・地域住民・生活者から第一に選ばれる「地域密着型サービス事業体」になることを目指します。

◇　役職員の行動指針

■組合員に対しての行動指針

足を運ぶ、心をつなぐ、参加・参画を呼びかけます。

■職員同士の考動指針※

パートナーシップ（協働の精神）で、新しい価値の創造に挑戦します。

※ 考動とは、「考えながら働く」ということを意味しています。

■社会（地域住民・生活者）に対しての行動指針

元気よく、笑顔で、利用者はみんなメンバーです。

２．経営方針

農業・農村・ＪＡをめぐる情勢・課題を整理し、また、第46回ＪＡ岩手県大会決議を踏まえ、令和５年度から７年度までの第十次３か年計画の基本方針を次のとおり設定いたしました。

◆基本方針

『組合員とともに「地域農業の成長・地域活性化」で活力ある未来を創る』

第九次３か年計画で掲げた基本方針は、「地域農業の振興を通じ、組合員･地域社会の発展に寄与する」として今後ともＪＡの取り組むべき事項と認識しています。

また、平成21年に設定した「地域農業振興計画（平成21年～平成25年度）～日本一の産地チャレンジ運動」（販売額500億円）の趣旨を継続しつつ修正を加え、農業経営と地域の持続的な発展に向け、今後の営農振興の指針となるべき、必要かつ実効的な取り組みを「地域農業振興計画」として策定し、その実現に向けて具体的な取り組みを実践してまいります。

◆運営方針

１．【農業】地域農業戦略の着実な実践（日本一の産地に果敢に挑む）
　　～日本一の産地チャレンジ運動の継続～

（１）担い手経営体への農業経営支援の強化

（２）土を軸とした持続可能な農業の確立と生産コストの低減・省力化

（３）マーケットインに基づく生産・販売事業の強化
（４）第二次営農・経済事業の成長・効率化プログラムの着実な実践

２．【地域・くらし】総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現
～農業を通じたＳＤＧｓへの貢献～
（１）総合事業を通じた質の高い生活インフラサービスの提供
（２）地域に密着した協同活動の実践と結びつき強化
（３）ＳＤＧｓを視点とした持続可能な地域の実現
（４）組合員の積極的な事業利用・運営への参画と組合員組織等の活性化

３．【組織・経営】健全で持続可能なＪＡの経営基盤維持・強化
～不断の自己改革を支える基盤強化と人づくり～
（１）持続可能な経営基盤の確立・強化
（２）内部統制の確立とガバナンス強化による経営の健全性確保
（３）協同組合らしい人づくり
（４）多様化する環境に対応しうる人材育成

３．経営管理体制

◇　経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、理事・総代には女性枠を設けています。女性部や青年部から推薦された「参与」が「理事会」に出席するとともに、地区ごとに組合員懇談会を開催し、組合員の各層からの意見や要望を組合運営に反映しています。

総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については、専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

４．事業の概況（令和５年度）

◇　全般的概況

令和５年度は、第十次３か年計画と地域農業振興計画（令和５～７年）の初年度として、運営方針に掲げた「地域農業成長戦略の着実な実践」「総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現」「健全で持続可能なＪＡの経営基盤維持･強化」に向けて、各事業活動並びに不断の自己改革の柱として取り組んでまいりました。

農業・ＪＡをめぐる情勢は、高齢化・担い手不足による生産基盤の脆弱化が進むとともに、国際情勢や為替相場の影響による肥料・飼料・燃料などの生産資材価格の高騰・高止まりが続いています。

さらに、凍霜被害や高温障害等の気象災害による収量減少や品質低下、和牛市場の価格低迷のほか、令和６年２月には沿岸部を中心とした大雪が甚大な被害をもたらしました。令和４年度の異常気象並びに資材価格高騰にかかる緊急支援対策として、令和５年産の作付けにかかる農業経費の一部を負担軽減する支援を実施させていただきましたが、依然として厳しい経営環境が続いています。

このような中、当ＪＡの各事業実績については、農畜産物販売額は440億円（前年対比101%、８億円増）と前年を上回りました。このうち、米穀園芸並びに生乳の販売額は前年を上回りましたが、畜産の販売額では肉豚を除き、家畜市場の価格低迷により計画及び前年実績を大きく下回りました。

また、共済事業は満期到来による保有高の減少並びに新契約の伸び悩みにより事業収益が計画及び前年実績を大幅に下回りました。一方、信用事業は相談活動を積極的に展開し事業実績は計画を上回り、購買事業は生産資材が高止まりしている影響から、供給高が増加し計画を上回りました。なお、八幡平市で10月に第１回りんどうサミットが開かれ、全国のりんどう生産者と関係者が一堂に会し、りんどう業界を盛り上げ、産地の活性化に努めていくこととしました。

組織・運営面では、販売手数料のあり方について、令和４年７月から販売手数料検討委員会を設置し協議を進め、各生産部会協議会における意見集約を踏まえ、令和５年２月に販売手数料の改定にかかる答申を受けました。その答申内容に基づき令和５年９月理事会において、ＪＡの役割として将来にわたり地域農業を支え、農畜産物の持続可能な販売体制の維持・構築をするために令和６年度から販売手数料を改定させていただくことといたしました。

また、組合員懇談会や生産部会協議会などの機会を捉え、正組合員・准組合員との対話を通じＪＡ事業運営にかかる意見反映と事業利用拡大に努め、地域の活性化を図るＪＡ自己改革に取り組みました。今後も、総合事業体としての持続可能な収益性と将来にわたる健全性確保、自己改革の着実な実践に取り組んでまいります。

なお、食料・農業・農村基本法が見直され、食料安全保障への関心が高まる中、持続可能な農業生産や食料安定供給のための適正な価格形成に向けた消費者の理解醸成の取り組みをＪＡグループ全体で進めてまいります。

以上のことから、令和５年度は、事業総利益は63億13百万円（前年対比１億７百万円減少）、事業利益は２億３百万円（前年対比66百万円増加）、当期剰余金は２億17百万円（前年対比64百万円減少）となりました。

結びに、当ＪＡの事業運営に際してご協力を賜りました組合員各位、また岩手県・関係市町村・関係機関・系統団体等から賜りましたご指導・ご支援に対しまして深甚なる感謝の意を表し、事業概況の報告とさせていただきます。

◇　対処すべき課題

○　農業所得の向上に向けた営農経済事業の再構築

農業所得の向上に向けて、組合員・利用者が実感できる取り組みが求められています。特に地域社会に対するＪＡが果たすべき食と農業振興への取り組みが重要であり、地域農業振興計画の実践に加えて、以下の課題に取り組んでまいります。

ア．生産量の増加と単価向上による販売事業の伸長
地域特性を活かした主要品目の生産量増大及び販売取扱量拡大を図るために、農業生産基盤の強化に努めてまいります。また、生産物集約・供給先の絞込みを行い、供給先のニーズ充足とシェア拡大により供給単価の向上と安定化に向け販売強化に取り組んでまいります。

イ．中核農家・認定農業者等担い手との対話、交流強化
中核農家・認定農業者との定期的な集まりや交流を行うなかで、ＪＡに対する要望やニーズを把握し、ＪＡ事業運営への反映を行ってまいります。

ウ．営農経済事業の収支均衡
「第１次営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の効果分析・見直しを行い、更なる改善を進めるため改革目標を明確にしたうえで、令和４年度から令和６年度まで「第２次営農・経済事業の成長･効率化プログラム」として営農経済事業の成長と効率化戦略に取り組んでいます。
また、早期警戒制度をふまえて実施しているＪＡ収支シミュレーション（５か年）において

も営農経済事業の収支均衡を図るため、令和６年度事業計画及び「第２次営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の進捗管理を行い、目標達成に向け取り組んでまいります。

○　早期警戒制度をふまえたガバナンス・内部統制の構築・運用の強化

ア．ガバナンス・内部統制の構築

当ＪＡの経営戦略（ビジネスモデル）を実践するため、理事会等は変化する経営環境に迅速かつ的確に経営判断（設定・修正・リスク管理）できる仕組みを構築する必要があります。

また、不祥事再発防止策・コンプライアンス行動計画を実践するなかで、依然として事務ミスや監査等で同じ指摘が繰り返されていることは、内部けん制が十分に機能していないことに起因するものと考えており、内部管理態勢の充実と強化に努めてまいります。

イ．持続可能な経営基盤確立・強化

地域農業の実態及び経営環境の変化等をふまえた収支シミュレーションに基づき、経営基盤強化に向けた施策を明確にして取り組むとともに、ＪＡいわてグループが設定する共通の経営・財務目標の指標を達成する必要があります。

・ストレステスト後の自己資本比率	10%以上
・不良債権比率	３%以内
・事業管理費比率	95%以内
・信用・共済事業損益	信用・共済の各事業は、店舗別で純損益段階での収支均衡
・営農経済事業損益	生活関連事業は、共通管理費配賦後での収支均衡、農業関連事業は、指導事業収支を加え共通管理費配賦前で収支均衡
・コア事業純益	今後５年後における継続的黒字確保
・対策後シミュレーションの５年目の事業管理費比率	95%以内

◇　指導事業

「第十次３か年計画」で策定した運営方針に掲げる「地域農業成長戦略の着実な実践」の初年度として各種施策に取り組みました。

担い手人材育成支援である「ＪＡ新いわて営農支援対策事業」には、26名に対し４百万円弱の対策を実施しました。また、「ＪＡいわてグループ農業担い手サポート事業」を活用して、事業承継と労務管理の相談（６先）や各種助成措置（延べ270件、総額６百万円）を実施しました。

農業経営管理支援事業では、組合員の経営コスト節減に向けて取り組み、記帳代行・申告支援等の実績は276件となりました。

消費者への「食の安全安心」の提供並びに持続可能な農業を展開するため、グローバルＧＡＰ認証資格の更新（４回目）と併せてＧＲＡＳＰ（社会的側面リスク評価）の全国初となる団体での登録と拡大継続に向けた支援に取り組みました。

ＪＡのホームページに「無料職業紹介所アグリパートナー」を掲載し、担い手経営体の労働力確保対策に取り組みました（求人者延べ19件、求職者延べ27件のうち契約成立先12件）。また、労働保険事務組合による労災保険の加入促進に対する支援を行い、加入者は352名となりました。

◇　販売事業

米穀の販売品販売高は、45億３百万（前年対比101.9%）となりました。「売れる米づくりへの転換」に重点を置き、県オリジナル品種「銀河のしずく」への作付け転換（今年度作付実績1,307ha）と、農家所得の確保に向けＪＡ独自販売（今年度実績99,000袋/30kg）に取り組みました。令和４年産米の本精算で全銘柄等級平均「852円（税込）/30kg紙袋」を支払いました。

園芸特産の販売品販売高は、春の降雪・降霜、夏の記録的な高温の影響を受け収量減少となりましたが、出荷量は前年を上回りました。また、販売面では、猛暑による全国的な出荷量の減少などから堅調な市場価格に支えられ101億26百万円（前年対比109.9%）となりました。野菜は、前年を上回る出荷量（前年対比107.1%）となり、販売額は66億84百万円（前年対比114.7%）となりました。花卉は、主力品目である「りんどう」で、５月の降雪による茎折れや曲がりの発生と夏場の記録的な猛暑の影響による高温障害・病害が多発したことから出荷量は前年対比90.1%となりました。全国的に出荷量が少なかったことから一年を通して堅調な単価で推移しましたが、出荷量の減少で販売額は18億69百円（前年対比98.2%）となりました。

酪農の販売品販売高は、生産者戸数の減少傾向のなか、出荷量11万42百トン（前年対比96.3%）、販売額は８月からの乳価値上げにより143億98百万円（前年対比106.8%）となりました。

畜産の販売品販売高は、150億45百万円（前年比93.3%）となりました。新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、和牛子牛・肥育牛・生畜の販売高が減少しました。肉豚は販売頭数が減少したものの、販売高が増加しました。

◇　購買事業

生産資材の仕入価格は、輸入原料や原油の高騰を受けて高止まりの状況が続きました。こうした中、肥料・飼料価格の上げ幅を抑えた価格設定を行うとともに「ＪＡ新いわて営農支援対策事業」として、種苗対策支援（延べ9,263件、総額51百万円）を実施しました。

また、生産コスト低減の取り組みとして、農薬の担い手直送規格の普及拡大を図り、2,464ha（前年対比105.1%）の普及実績となりました。供給高実績は、生産資材部門158億84百万円（前年対比104.3%）、農機・自動車部門供給高は５億１百万円（前年対比98.8%）となりました。

生活資材は、ＬＰガスの仕入価格は、中東情勢の混乱が長期化するとの警戒感が広がり、原油価格や資材価格の高騰をうけ、高値傾向で推移しました。こうした要因から、岩手県の支援によりＬＰガス価格高騰対策を実施しました。ＬＰガス供給高は４億４百万円（前年対比94.8%）、ガス器具供給高は11百万円（前年対比122.2%）となりました。

◇　信用事業

組合員･利用者目線によるサービス提供のため、「推進」から「相談」へ活動の重点を移し、総合事業の強みを生かした金融仲介機能の発揮に向け出向く活動に取り組みました。

貯金は、コロナの行動制限が緩和されたことや生産資材価格の高止まりなどの影響により個人貯金は微減（前年対比99.9%）となりましたが、地方公共団体貯金の獲得もあり、総貯金2,622億44百万円（前年対比100.7%）となりました。

貸出金は、ローンセンターの住宅ローンが伸長したことで、582億13百万円（前年対比103.6%）となりました。

預金は、1,741億49百万円（前年対比99.5%）となり、有価証券は、215億９百万円（前年対比94.9%）となりました。

◇　共済事業

契約者一人ひとりに対する近況確認・あんしんチェックの実践を通じて、組合員・利用者へ加入後のアフターフォローサービスを実施し、最良の保障・サービス提供により「契約者との長期的な関係作り」に取り組みました。

新契約につきましては、推進総合目標2,624万ポイントに対して2,065万ポイントの実績となり目標を達成することができませんでした。長期共済保有高は満期到来の増加などにより7,489億円（前年対比95.7%）となり、短期共済の新契約掛金は22億67百万円（前年対比98.0%）となりました。共済金の支払いは、自然災害、火災、入院や死亡、自動車事故、満期共済金など支払件数18,325件、支払い総額95億９百万円（前年対比102.5%）となりました。

５．農業振興活動

「第十次３か年計画」（兼地域農業振興計画）の実践〈令和５年度～令和７年度〉

◎基本方針

組合員とともに「地域農業の成長・地域活性化」で活力ある未来を創る

「日本一の産地チャレンジ（継続）」　農畜産物販売高500億円（継続）

◎運営方針

【農業】地域農業戦略の着実な実践（日本一の産地に果敢に挑む）
～日本一の産地チャレンジ運動の継続～

（１）担い手経営体への農業経営支援の強化
　個別ニーズに対応した総合事業サービス強化で、農業生産拡大と農業所得増大に取り組むとともに営農指導員の計画的育成を図ります。

（２）土を軸とした持続可能な農業の確立と生産コストの低減・省力化
　環境に配慮した農業生産活動や土づくりで持続可能な地域農業の実現と、担い手直送規格生産資材の普及・拡大でトータル生産コスト低減を図ります。

（３）マーケットインに基づく生産・販売事業の強化
　消費者ニーズを捉えた農畜産物の的確な販売や集出荷場の集約で販売ロットを拡大し販売強化を図ります。

（４）第二次営農・経済事業の成長・効率化プログラムの着実な実践
　出向く活動・態勢を強化し農業生産拡大を図るとともに営農経済事業の収益力向上と機能発揮を図ります。

【地域・くらし】総合事業を通じた地域活性化・地域共生の実現
～農業を通じたＳＤＧｓへの貢献～

（１）総合事業を通じた質の高い生活インフラサービスの提供
（２）地域に密着した協同活動の実践と結びつき強化
（３）ＳＤＧｓを視点とした持続可能な地域の実現
（４）組合員の積極的な事業利用・運営への参画と組合員組織等の活性化

【組織・経営】健全で持続可能なＪＡの経営基盤維持・強化
～不断の自己改革を支える基盤強化と人づくり～

（１）持続可能な経営基盤の確立・強化
（２）内部統制の確立とガバナンス強化による経営の健全性確保
（３）協同組合らしい人づくり
（４）多様化する環境に対応しうる人材育成

６．地域貢献情報

◇　地域金融機関としての役割

組合員や利用者のみなさまからお預かりした貯金の残高は2,622億44百万円となっております。また、組合員や利用者のみなさま、地方公共団体への貸出金の残高は582億13百万円となっています。地域金融機関として、地域社会の発展に貢献することを使命と考え、事業資金や個人向け融資に対応してまいりました。

貯金残高　（単位：百万円）

組合員	212,942
その他	49,302
合計	262,244

貸出金残高　（単位：百万円）

組合員	53,570
地方公共団体	3,866
その他	776
合計	58,213

【主な貯金商品】
・年金定期貯金
・年金受給者定期積金
・ＪＡ退職金定期貯金
・子育て応援定期積金　など

【主な融資商品】
・農業近代化資金
・担い手強化資金
・営農ローン、ＪＡ農機ハウスローン
・住宅ローン、マイカーローン　など

◇　清掃活動

支所や店舗周辺の清掃活動を行い、地域の環境整備に貢献しております。

◇　くらしの活動

食と農をキーワードに、くらしの活動を通じた協同活動の活性化等により、地域農業、協同組合への理解醸成に取り組んでいます。

7．リスク管理の状況

◇　リスク管理体制等

金融の自由化・国際化の進展と組合員・利用者ニーズが高度化・多様化しているなか、ＪＡの信用業務も複雑化し、これに伴うリスクも増大しております。こうした環境下において、当ＪＡではこれらの諸リスクを的確に把握し、常に適切な対応ができるよう体制の整備に取り組んでおります。

①　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ･バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準などを設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②　市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク･ファクターの変動により、資産･負債（オフ･バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速･正確に反映ができるよう努めています。

⑤　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査･自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害･障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇　法令遵守体制（コンプライアンス）

当ＪＡは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開しています。

◎　基本方針

○　当ＪＡは、ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当ＪＡの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。

○　当ＪＡは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。

○　当ＪＡは、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

○　経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。

○　社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

◇　内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇　貯金者保護について

当ＪＡの貯金は、下記の図のようなＪＡバンクシステムによって守られています。万全の体制で組合員・利用者の皆様により一層の「便利」と「安心」をお届けします。

組合員･利用者等の皆様から一層信頼される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律)」に基づき、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組むしくみを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の２つの柱で成り立っています。

皆様の貯金は、公的制度の「貯金保険制度」に加え、ＪＡバンク独自の「破綻未然防止システム」により、二重に守られております。

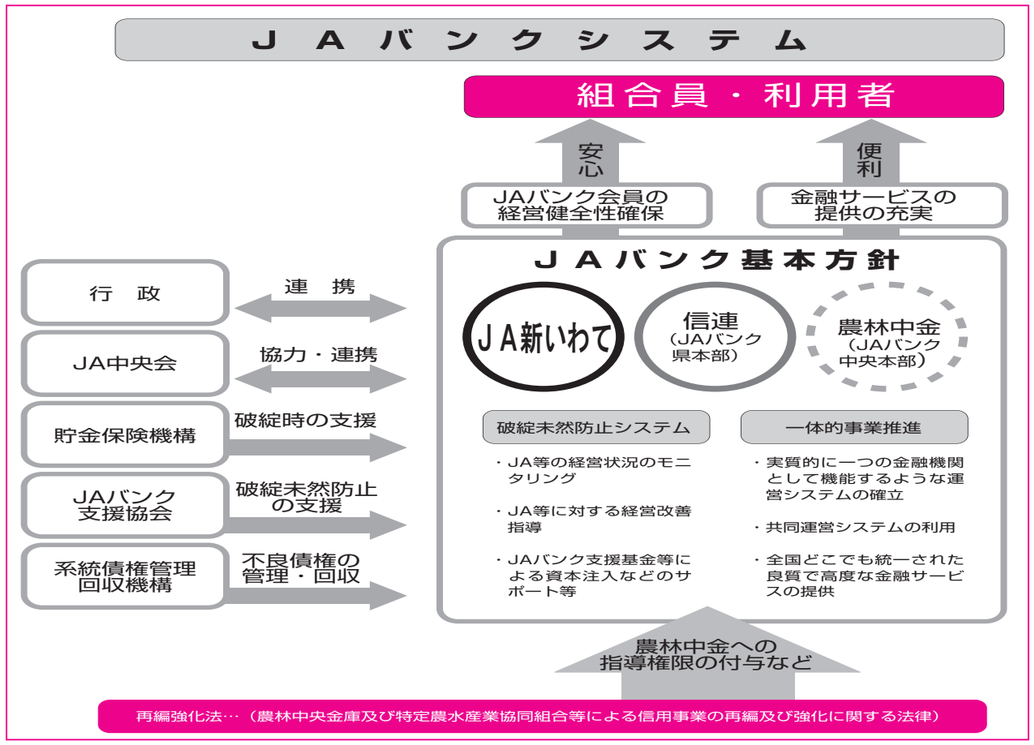

◇　金融商品の勧誘方針について

当ＪＡは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者のみなさまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

①　組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報提供を行います。
②　組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
③　不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明を行いません。
④　電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うよう努めます。
⑤　組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
⑥　販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問や照会については、適切な対応に努めます。

◇　個人情報保護方針

当ＪＡは、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取扱うことが当ＪＡの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

①　関連法令等の遵守
　当ＪＡは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
　個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
　また、当ＪＡは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
　特定個人情報とは、番号法２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
②　利用目的
　当ＪＡは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
　ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
　利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
③　適正取得
　当ＪＡは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
④　安全管理措置
　当ＪＡは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
　なお、個人データとは、保護法第16条第３項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第１項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
⑤　仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
　当ＪＡは、仮名加工情報（保護法第２条第５項）及び匿名加工情報（保護法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
⑥　第三者提供の制限
　当ＪＡは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
　また、当ＪＡは、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
⑦　機微（センシティブ）情報の取扱い
　当ＪＡは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
⑧　開示・訂正・利用停止等
　当ＪＡは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
　保有個人データとは、保護法第16条第４項に規定するデータをいいます。
⑨　苦情窓口
　当ＪＡは、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
⑩　継続的改善
　当ＪＡは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇　情報セキュリティ基本方針

当ＪＡは、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当ＪＡの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

①　当ＪＡは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
②　当ＪＡは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
③　当ＪＡは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当ＪＡ全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
④　当ＪＡは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
⑤　当ＪＡは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇　ＪＡバンク利用者保護等管理方針

当ＪＡは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため以下の方針を遵守します。また利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

①　利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
②　利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
③　利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
④　当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
⑤　当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◇　反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡは、事業を行うにつきまして、平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

①　当ＪＡは、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当ＪＡの特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。
②　当ＪＡは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
③　当ＪＡは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
④　当ＪＡは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
⑤　当ＪＡは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。
⑥　当ＪＡは、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◇　金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

① 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
② 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
　また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
③ 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
　また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
④ 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
⑤ 当ＪＡは、農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。その際、関係する他の金融機関等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
　また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
⑥ 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。
（１）金融円滑化管理委員会の設置
　組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（２）金融円滑化管理責任者の設置
　信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（３）金融円滑化管理担当者の設置
　各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
⑦ 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇　保険募集方針

当ＪＡは適正な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定め、実施いたします。

① 当ＪＡは保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
② 当ＪＡにおいては損害保険募集人資格を有した募集人が適切な保険募集を行います。
③ 当ＪＡは共栄火災海上保険株式会社の代理店であり、保険契約の引受および保険金の支払は共栄火災海上保険株式会社が行います。
④ 当ＪＡは保険契約にかかる以下のリスクについてお客様にあらかじめ説明いたします。
１．保険商品は共済契約ではありません。
２．保険商品は貯金等ではなく、農水産業協同組合貯金保険機構の保護対象外です。また、元本は保証されておらず、解約払戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
３．引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照下さい。）
⑤ 当ＪＡは取扱保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
⑥ 当ＪＡは法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
⑦ 当ＪＡは、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
⑧ 当ＪＡは、ご契約いただいた保険契約に関して、ご契約内容に関する照会への対応、お客様からの苦情・ご相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関するご案内等への対応を適切に行います。なお、ご相談・照会・手続きの内容によりましては、共栄火災海上保険株式会社所定のご連絡窓口へご案内、または共栄火災海上保険株式会社と連携してご対応させていただくこともございます。
⑨お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

◇　金融ＡＤＲ制度への対応

① 苦情処理措置の内容
　当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情処理の解決を図ります。
＜当ＪＡの苦情受付窓口＞
・信用事業
　本所　金融部　推進企画運用課
　直通電話：019-699-3336
　受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）
・共済事業
　本所　共済部　普及推進課
　直通電話：019-699-3339
　受付時間：午前９時～午後５時（土日・祝祭日及び12月31日～１月３日を除く）
② 紛争解決措置の内容
　当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。
　・信用事業
　　仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）
　　（利用に際しては、①の窓口にお申し出ください）
　・共済事業
　　（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）
　　（https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html）
　　（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構　（https://www.jibai-adr.or.jp/）
　　（公財）日弁連自己紛争処理センター　（https://n-tacc.or.jp/）
　　（公財）交通事故紛争処理センター　（https://www.jcstad.or.jp/）
　　日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
　　（https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html）

◇　苦情・相談のご案内

ＪＡ新いわては、お客様の声を誠実に受け止めます。
あなたの声をお聞かせください。
　ＪＡ新いわてでは、お客様からの苦情やご意見を大切にし、適切に対応するために、苦情相談窓口を設置しておりますので、お気軽にお申し出ください。
　まずは、最寄の店舗のほか、本所内の下記窓口でも苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。
　リスク管理室
　直通電話　019－699－3363
　受付時間　月～金（祝祭日を除く）
　　午前９時～12時、午後1時～ 5時まで

8．自己資本の状況

◇　自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和６年２月末における自己資本比率は、13.28％となりました。

◇　経営の健全性の確保と自己資本

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項　　目	内　　容
発行主体	新岩手農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,927百万円（前年度7,084百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9．主な事業の内容

◇　信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などのいわゆる銀行業務を行っています。組合員のみなさまをはじめ、地域のみなさまの快適な暮らしと営農の実現を応援し、地域金融機関として地域社会の発展に貢献しています。

○　貯金業務

組合員の方はもちろん、地域のみなさまや事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

○　融資業務

農業専門金融機関として、農業振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員のみなさまの生活を豊かにするための資金融資や、地域金融機関の役割として地域のみなさまの暮らしに必要な資金と、地方公共団体等への貸出で地域社会の発展のために貢献しています。

また、株式会社日本政策金融公庫の融資のお取次ぎも対応しております。

○　為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口・ＡＴＭを通して全国どこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てを安全・確実・迅速にできるサービスを行っております。

○　国債窓口販売業務

国債は国が発行する最も安全性の高い債券で、償還日まで保有すれば元本と利息が保証されます。現在、当ＪＡでは「利付国債（中期利付国債･長期利付国債）」及び「個人向け国債」を取り扱っております。本商品の取り扱いにより、今後とも組合員のみなさまの資産形成、資産運用ニーズにお応えします。（国債窓口販売取扱支所：雫石支所、八幡平支所、岩手支所、久慈支所、二戸支所、宮古支所）

商　品	期　間	販売単位	販売価格	金　利	発行周期
中期利付国債	2年､5年	5万円	市場実勢に応じた価格	固定金利	毎月
長期利付国債	10年				
個人向け国債	3年	1万円	100円	固定金利	毎月
	5年			固定金利	
	10年			変動金利（半年毎見直し）	

○　ｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）

税の優遇を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金のお取り扱いをしております。詳しくは、窓口へおたずねください。

○　サービス・その他

当ＪＡでは、給与・年金等の自動受取り、公共料金・クレジット等の各種自動支払いなどの口座振替サービスなどをお取り扱いしています。ご自宅のパソコンや携帯電話からお取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスがいつでも、どこでも簡単にご利用いただける「ＪＡネットバンクサービス」をお取り扱いしています。

また、当ＪＡのキャッシュカードがあれば、全国のＪＡ・銀行・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・コンビニＡＴＭ等（セブン銀行・イーネットＡＴＭ・ローソン銀行ＡＴＭ）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。現金のお預入れについては、全国のＪＡ・ゆうちょ銀行・コンビニＡＴＭでご利用いただけます。

それに加えて、お取引内容に応じて提携ＡＴＭのご利用手数料およびＪＡネットバンクの振込手数料が一定回数無料になるＪＡバンク優遇プログラムをご提供しております。ＪＡバンク優遇プログラムの対象となるお取引や、詳しい優遇内容につきましては窓口へおたずねください。

◇　共済事業

ＪＡ共済は、生命と損害に対する保障を幅広く提供し、組合員をはじめ地域の皆様の不安を解消するお手伝いを、ライフアドバイザー（ＬＡ）とスマイルサポーターが、みなさまのくらしのパートナーとしてお役立ちできるよう、高度な専門性と十分なサービスで安心をお届けしております。

◇　指導事業

組合員の農業技術や経営の改善・向上、地域の総合的な農業生産力を維持・向上させるためにＪＡの職員（主に営農指導員）が行う専門的な指導や助言、相談活動のことです。安全で安心な農畜産物の生産に取り組んでおります。

◇　購買事業

組合員の営農に必要な、肥料、農薬、飼料、農機具・自動車の販売及び整備などの生産資材の供給を行う事業と、組合員の生活に必要な、食品や日用品、耐久消費財などの生活資材を供給する事業をあわせて購買事業といいます。

組合員をはじめ地域のみなさまの生産・生活に必要な商品を取り扱っております。

◇　販売事業

組合員農家が生産した農畜産物をＪＡが集荷して販売する事業のことです。農業者の所得に直結するＪＡの事業のなかで、もっとも重要な根幹の事業です。

農畜産物に対する消費者の信頼に応えていくため、生産工程管理、生産履歴記帳運動を実践し、生産段階から加工・販売にいたるまで一貫した食の安全・安心を保つ取り組みをしており、「新鮮で安全な農畜産物」を消費者へお届けしております。

◇　広報活動

組合員や利用者のみなさまが、ＪＡ新いわての事業に理解と共感を持って参加していただけるよう広報誌「夢郷（ゆめごうり）」とホームページ、ＳＮＳ等による広報活動を展開しております。毎月プレゼントクイズコーナーを設け、ハガキやメールでクイズの答えとともに寄せられた声は、貴重なご意見として事業に反映させていただいております。

○　広報誌『夢郷（ゆめごうり）』

広報誌『夢郷（ゆめごうり）』は、組合員向けに毎月発行しております。紙面の主な内容は、タイムリーな情報を伝える「特集」や「営農･生活情報」、各地の話題を紹介するページのほか、組合員と利用者・その家族のみなさまに登場していただき紙面を通じて交流できるコーナーとなっております。

○　ホームページ　【　ＵＲＬ　https://www.jaiwate.or.jp/shin-iwate/　】

○　Facebook　【　ＵＲＬ　https://www.facebook.com/shiniwate/　】

○　Instagram　【　ＵＲＬ　https://instagram.com/monzla_skasyells　】

○　ＹｏｕＴｕｂｅ　公式チャンネル『ＪＡ新いわて』

10．商品・サービス一覧

◇　貯金商品のご案内

（令和６年６月１日現在）

種類		しくみと特色
当座貯金		小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。
普通貯金		出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代りとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。
普通貯金無利息型〈決済用〉		普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代りとしてご利用いただけます。公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。また、貯金保険制度による全額保護の対象となります。ただし、利息はつきません。
貯蓄貯金		個人の方にご利用いただけます。基準残高は10万円とし、基準残高以上は金額階層別に4段階の金利でご利用いただけます。
総合口座		普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。 普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%（最高9,999千円）まで自動融資いたします。
新総合口座		総合口座と貯蓄貯金を一冊の通帳にセットした便利な口座です。
定期貯金	期日指定定期貯金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	スーパー定期貯金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6か月ごとの複利計算となります。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	自由金利型定期貯金	預入金額は、1,000万円以上からで大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息（中間払利息）をお受け取りできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	変動金利定期貯金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。 お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。
積立型貯金	定期積金	払込金額は1,000円以上からで、契約期間は6か月以上10年までご利用いただけます。毎月一定の額を積立する定額式と、受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。 また、契約期間を2年以上10年未満とし、毎年、満期金額をお受け取りできる満期分散型もご利用いただけます。
	積立式定期貯金	積立金額は1円以上からで、積立期間は6か月以上でご利用いただけます。満期日を定めないエンドレス型、満期を設定し満期日に一括して受け取る満期型、1年以上の一定の期間を定めて積立し20年以内の期間にわたって定期的に受け取る年金型をご利用いただけます。
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、お使いみちはは自由です。期日指定定期貯金で運用いたします。
	財形住宅貯金	お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。 財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
	財形年金貯金	お勤めの方の老後の年金資産づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。 年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。 財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
通知貯金		預入金額は5万円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。
譲渡性貯金（ＮＣＤ）		預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年以内でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。

◇融資商品のご案内

◎農業関連向けご融資

（令和6年6月1日現在）

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
農業近代化資金	当ＪＡの組合員の皆様および農業に関連のある小規模事業者の方の運転･設備資金としてご利用いただけます。	＜設備資金＞ 事業費の 100%以内 (認定農業者)	＜設備資金＞ 15年以内 申込内容により異なります。	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。また、必要に応じた不動産担保、個人保証を提供していただく場合もございます。
		＜運転資金＞ 必要額以内	＜運転資金＞ 申込内容により異なります。	
担い手強化資金	認定農業者、農業に関連のある小規模事業者、集落営農組織の方の運転･設備資金としてご利用いただけます。	＜設備資金＞ 事業費の 100%以内	＜設備資金＞ 25年以内 ※資金使途により異なります。	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。また、必要に応じた不動産担保、個人保証を提供していただく場合もございます。
		＜運転資金＞ 申込内容により異なります。	＜運転資金＞ 申込内容により異なります。	
営農ローン	当ＪＡの組合員の営農等に必要な運転資金としてご利用いただけます。	500万円以内	1年 (自動更新)	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
農機ハウスローン	当ＪＡの組合員の農業機械導入、パイプハウス建設等に必要な資金としてご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内かつ 耐用年数の 範囲内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
農機ローン	当ＪＡの組合員の農業機械導入等に必要な資金としてご利用いただけます。	500万円以内	耐用年数の 範囲内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
受託貸付業務	日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付をお取り扱いしております。			
制度資金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金など各種制度資金をお取り扱いしております。			

◎個人向けご融資

（令和6年6月1日現在）

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
住宅ローン	ご本人･ご家族がお住まいになる住宅の新築･増改築及び土地･住宅･マンションの購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 1億円以内	50年以内 ※うち据置 1年以内	ご融資対象の土地、建物への担保設定および農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
教育ローン	ご子弟の入学金･授業料など学費の支払い、下宿代などにご利用いただけます。また、在学期間の範囲内で元金を据え置くことができます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
マイカーローン	自動車購入資金などにご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	15年以内 ※10年を超える場合は新車限定 （協会のみ）	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
多目的ローン	家電･家具･自動車･旅行･結婚･医療･相続など幅広くご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
カードローン	ご融資限度額の範囲内でいくらでも、何度でもご利用いただけます。	300万円以内 （10万円単位）	1年 （自動更新）	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。
受託貸付業務	住宅金融支援機構、日本政策金融公庫（国の教育ローン）の各種資金の受託業務貸付けをお取り扱いしております。			

※このほかにも保証会社との提携ローンや各種の融資制度をご用意しております。詳しくは窓口へご相談ください。

◎サービス機能のご案内

種類	特徴
ＪＡキャッシュサービス	当ＪＡのキャッシュカードがあれば全国のＪＡ・信連・農林中金・銀行・信金・信組・労金・郵貯等のCD（現金自動支払機）またはATM（現金自動預入・支払機）で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 全国のＪＡ・信連・農林中金では、現金のお預け入れもご利用いただけます。 当ＪＡのATMでは為替振込もご利用いただけます。また、振込カードの発行もいたしております。
給与振込サービス	給与・ボーナスがご指定いただいた貯金口座で自動的にお受け取りになることができます。振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
自動受取サービス	各種年金、配当金などがご指定いただいた口座で自動的にお受け取りになることができます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
自動支払サービス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など、ご指定いただいた普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずらわしさがなくなります。
クレジットカードサービス（ＪＡカード）	ショッピングやレジャー、海外旅行まで世界・国内の加盟店でご利用になれるＪＡカードをお取り扱いしております。 また、不意に現金が必要になった場合でもキャッシングサービスがご利用できます。
振替サービス	収納企業に代わって集金業務を行うとともに処理結果を提供できるサービスです。
スウィングサービス	普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。
定時自動送金サービス	毎月一定額を貯金口座から自動引落としのうえ、指定した受取人口座に自動振込みいたします。家賃、仕送り等のお振込みに便利です。
デビットカードサービス	当ＪＡが発行する通常のキャッシュカードで、デビッドカード加盟店において、お買い物やサービスなどの代金精算ができる便利なサービスです。 口座から即座に代金を引き落とす「即時決済」となります。
JAネットバンクサービス（個人・法人）	窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン･スマートフォンから、平日･休日を問わず、残高照会や振込･振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
JAバンクアプリサービス	ＪＡのキャッシュカードとスマートフォンがあれば利用でき、お取引口座の残高照会やお取引明細照会がご利用いただけます。
マルチペイメント収納サービス（ペイジーマークのある納付書・払込書）	ＪＡネットバンクをご契約済みであれば、税金などのお支払いをパソコンやスマートフォンを使ってご自身の口座から引き落とし、支払先に収めることができます。また、ＡＴＭでも収納情報（収納機関番号等）を入力することでお支払いいただくことができます。 ※一部お取り扱いできない納付書があります。
年金受給者相談	社会保険労務士をお迎えし、各支所でご相談を無料で行っております（年１回）。 またそれ以外でも、各支所の年金アドバイザーが随時ご相談に対応いたします。
ＪＡ共済の健康・介護ほっとライン	生活習慣病予防や肥満などの生活全般の健康相談、医療機関の情報提供、介護・リハビリなどのご相談をお受けいたしております。 フリーダイヤル：0120-481-536 （年中無休、24時間受付）
フリーダイヤル安心サービス	ご契約のお車の事故やトラブルを、フリーダイヤルで24時間･365日、受付しております。 フリーダイヤル：0120-258931（ジコハクミアイ）

◇　店舗外キャッシュサービスコーナー（ATM）

（令和6年6月1日現在）

市町村名	設置場所	ご利用時間		
		平日	土曜日	日・祝日
滝沢市	滝沢市地域職業相談室	8:30～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	介護支援施設「まごころ館」	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	旧滝沢山麓支所	8:30～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	滝沢市役所	8:30～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
雫石町	介護支援施設「ほほえみ館」	8:30～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	購買店舗雫石店前	8:30～19:00	9:00～17:00	－
	旧西山支所	8:30～19:00	9:00～17:00	－
	Aコープ御所店前	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	雫石町役場	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
八幡平市	旧西根支所	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧田頭支所	8:45～19:00	9:00～17:00	－
	旧西根北支所跡地	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧松尾支所	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	旧田山出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
盛岡市	旧好摩支所	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
葛巻町	小屋瀬農村センター前	9:00～19:00	9:00～17:00	－
	葛巻生産資材店舗「くずまき楽農センター」	9:00～19:00	9:00～17:00	－
久慈市	ＪＡライフセレモ久慈葬祭センター	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
	十文字チキンカンパニー久慈工場	9:00～18:00	9:00～18:00	－
	久慈市役所山形総合支所	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00
洋野町	旧種市支所	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
普代村	道の駅　青の国ふだい	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
二戸市	二戸ショッピングセンター「ニコア」	10:00～18:00	10:00～17:00	10:00～17:00
	旧浄法寺支所	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
一戸町	旧奥中山支所	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
宮古市	ひきめの里直売所	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	旧川井支所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
山田町	「びはんストア」豊間根店	9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00
岩泉町	岩泉町役場小川支所前	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
田野畑村	旧田野畑支所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00

◇　手数料のご案内（金額は全て10%の消費税を含めて表示しております。）

（令和6年6月1日現在）

貯金ネットサービス取扱手数料

区分		平日			土曜日			祝日・日曜日
		8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～21:00	8:00～21:00
出金・振込	自農協内（引出・振込）	無料			無料			無料
	信連・県内ネット（引出・振込）	無料			無料			無料
	全国ネット（引出・振込）	無料			無料			無料
	ＪＦマリンバンク提携（引出・振込）	無料			無料			無料
	業態間連携（引出・振込）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	三菱ＵＦＪ銀行提携　引出	110円	無料	110円	110円			110円
	三菱ＵＦＪ銀行提携　振込	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	ゆうちょ銀行提携（引出）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	コンビニＡＴＭ提携（引出）	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
入金	自農協内	無料			無料			無料
	信連・県内ネット	無料			無料			無料
	全国ネット	無料			無料			無料
	ゆうちょ銀行提携	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円
	コンビニＡＴＭ提携	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円

貯金関係手数料

種類		料金基準	手数料額	備考
小切手帳交付		1冊	2,200円	
手形帳交付		1冊	3,300円	
自己宛小切手発行		1通	550円	
通帳再発行		1冊	1,100円	盗難、紛失等貯金者からの依頼による再発行の場合。
証書再発行		1枚	1,100円	盗難、紛失等貯金者からの依頼による再発行の場合。
キャッシュカード再発行（磁気ストライプ、IC、JAカード一体型、ローンカード含む）		1枚	1,100円	盗難、紛失等貯金者からの依頼による再発行の場合。
口座振替手数料（引落料）	FD、MT等を委託者が作成する場合	1件	55円	媒体（紙・データ）持込は別途媒体持込手数料が必要となります。
口座振替手数料（引落料）	上記以外の場合	1件	110円	媒体（紙・データ）持込は別途媒体持込手数料が必要となります。
媒体持込手数料		1媒体	5,500円	
残高証明書発行		都度発行	1,100円	
残高証明書発行		定例発行	550円	
残高証明書発行		監査法人向け	2,200円	
未利用口座管理手数料		1口座につき	1,320円	令和3年10月1日以降新規開設口座2年間未利用かつ10,000円未満の口座
取引履歴明細書発行		1件につき	1,100円	
その他各種証明書発行		1通につき	1,100円	

手形・小切手関連手数料（1件あたり）

種類		手数料額
代金取立手数料	電子交換	880円
代金取立手数料	個別取立	1,100円
送金手数料（送金小切手）	県内ＪＡあて	440円
送金手数料（送金小切手）	県外ＪＡ・他行あて	770円
その他の諸手数料	他行宛地方税取扱料	550円
その他の諸手数料	振込・送金組戻料	880円
その他の諸手数料	不渡手形返却料	1,100円
その他の諸手数料	取立手形組戻料	1,100円
その他の諸手数料	取立手形店頭呈示料（ただし、所定手数料を超える場合には実費）	1,100円
その他の諸手数料	その他特殊手数料	実費

国債窓販手数料

種類		料金基準	手数料額	備考
国債窓販	保護預り口座管理手数料	1口座につき	無料	
国債窓販	各種証明書発行	1通につき	1,100円	

両替・大量硬貨入出金手数料

両替・入出金枚数	手数料額
50枚以下	無　料
51枚～ 500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
以降500枚増加ごとに	550円加算

大量硬貨取扱（現金精査）手数料

両替・入出金枚数	手数料額
50枚以下	無　料
51枚～ 500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
以降500枚増加ごとに	550円加算

※1　受付時に複数の両替・精査をご依頼される場合（複数の両替票）は、合計枚数を手数料額の対象とさせていただきます。
※2　両替・精査枚数は「お客さまのご持参枚数合計」または「お客さまの交付枚数合計」の、いずれか多い方の枚数とさせていただきます。
※3　両替代金を一旦ご入金後、金種を指定して払い戻される場合など、実質両替と変わらないお取引も本手数料の対象となります。

集金手数料

訪問回数	手数料月額	備考
月1回	2,200円	1. 日掛け、定期積金などすべての集金を対象といたします。 2. 月4回は、週1回の手数料額を適用いたします。
月2回	4,400円	
月3回	6,600円	
週1回	8,800円	
週2回	17,600円	
週3回	26,800円	
週4回	35,200円	
週5回	44,000円	

届金手数料

お届け回数	手数料月額	備考
1回	2,200円	1. 同日に複数回、届金を依頼された場合は、その都度手数料を頂戴いたします。 2. 集金と届出金が同日の場合は、集金手数料のみ頂戴いたします。 3. 年金宅配サービスの手数料は、この表を適用いたします。ただし、令和2年2月29日以前のお申込みは無料といたします。 4. 金種指定または両替の場合は、別途「両替手数料」を頂戴いたします。

融資関連手数料（1件あたり）

種類			手数料額	備考
住宅ローン	取扱手数料		33,000円	固定金利・変動金利・固定金利選択型
	固定金利選択手数料		5,500円	固定金利選択型(3年、5年、10年)で当初固定期間終了後に再度「固定金利」を選択する場合の手数料。
	一部繰上返済手数料		3,300円	
	全額繰上返済	実行から7年以内	3,300円	
		実行から7年超	無料	
リフォームローン	取扱手数料		無料	
	繰上償還手数料		3,300円	一部・全額とも住宅ローンに準ずる。
事業資金	1貸付先の貸出総額に対する		残高の1％	特約のあるものに限る。
電子契約サービス手数料		契約金額1,000万円以下	11,000円	融資商品にかかわらず一律
		契約金額1,000万円以上	22,000円	
残高証明書発行		都度発行	1,100円	
		定例発行	550円	
		監査法人向け	2,200円	
その他各種証明書発行			1,100円	資格証明書、印鑑証明書を添付する場合は、実費に消費税を加算して徴収する。
担保抹消委任状再発行			1,100円	

為替手数料（1件あたり）

種類		お支払方法		振込金額	当JAあて※1 ATM管理店舗あて	当JAあて※1 他店舗あて	系統金融機関あて 県内JA	系統金融機関あて 県外JA	他金融機関あて
振込手数料	ATM	キャッシュカードによる振込		3万円未満	無料	110円		440円	
				3万円以上		330円		660円	
	窓口（電信扱・文書扱とも）			3万円未満	330円			660円	
				3万円以上	550円			880円	
	ネットバンキング			3万円未満	無料		110円		330円
				3万円以上			220円		440円
	ファームバンキング			3万円未満	無料		110円	330円	
				3万円以上			220円	440円	
	法人ネットバンク	振込・総合振込		3万円未満	無料		110円	330円	
				3万円以上			220円	440円	
		給与・賞与振込		3万円未満			無料	110円	
				3万円以上					
	ＪＡデータ伝送サービス（ＡＤＰ）	振込・総合振込		3万円未満	無料		110円	330円	
				3万円以上			220円	440円	
		給与・賞与振込		3万円未満			無料	110円	
				3万円以上					

※1　同一店舗・他店舗のご本人口座へのお振込みは無料となります。

ネットバンクサービス手数料

種類			料金基準	手数料額	備考
法人ネットバンク	契約手数料		1件	無料	照会・振込サービス、データ伝送サービス併用の場合は、月額3,300円となります。
	利用手数料	照会・振込サービス	月額	1,100円	
		データ伝送サービス	月額	2,200円	
	振替手数料		1件	55円	
ファームバンキング	アンサーサービス利用手数料	照会・振込サービス	月額	550円	照会・振込サービス、資金移動サービス併用の場合は、月額1,100円となります。
		資金移動サービス	月額	550円	
	データ伝送サービス		月額	無料	
	振替手数料		1件	55円	
データ伝送サービス（ＡＤＰ）	利用手数料		月額	44,000円	
	振替手数料	口座振替	個別契約による		
		口座確認	個別契約による		

◇　共済商品のご案内

ＪＡ共済では、みなさまの生涯にわたるしあわせづくりをきめ細かい保障プランで力強くサポートします。

長期共済（共済期間が5年以上の契約）

（令和６年６月１日現在）

共済の種類	特色
終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
定期生命共済	万一のときをお手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
定期生命共済（逓減期間設定型）	ライフステージに応じて保障金額を逓減させることで、お手頃な共済掛金で万一保障を準備できます。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方も、ご加入しやすい万一保障です。80歳までお申し込みいただけます。
一時払終身共済	万一のときはもちろん、将来の安心を増やせる一生涯の保障です。医師の診査なしの簡単な手続きでお申し込みいただけます。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。健康を維持した場合、健康祝金が受け取れます。※健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日３年ごと（共済期間が10年更新の場合は５年ごと）に、治療共済金が支払われた入院をしなかった場合に受け取れます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方も、ご加入しやすい医療保障です。日帰り入院から手術、放射線治療を一生涯保障します。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保証します。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、障害の程度や認定により収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
認知症共済	一生涯の認知症保障プランです。認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知症障害（ＭＣＩ）まで、幅広く保障します。
介護共済	長生きの時代を安心して暮らしていける、一生涯の介護保障プランです。公的介護保険制度に連動して、幅広い要介護状態を保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。
建物更生共済むてきプラス	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
農業者賠償責任共済	農地や農業施設の所有・使用・管理や農作業に起因する賠償責任への保障をお考えの方に。

短期共済（共済期間が5年未満の契約）

（令和６年６月１日現在）

共済の種類	特色
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火災共済	住まいの火災損害を保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障します。

「ひと・いえ・くるまの生活総合保障」で大きくサポート

ＪＡ共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。
さらに、組合員・利用者のみなさまに、より満足いただけるよう、ライフアドバイザー（ＬＡ）を中心に専門性の高い保障提供活動の実施に努めています。ＪＡ共済では、これからもみなさまの暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。

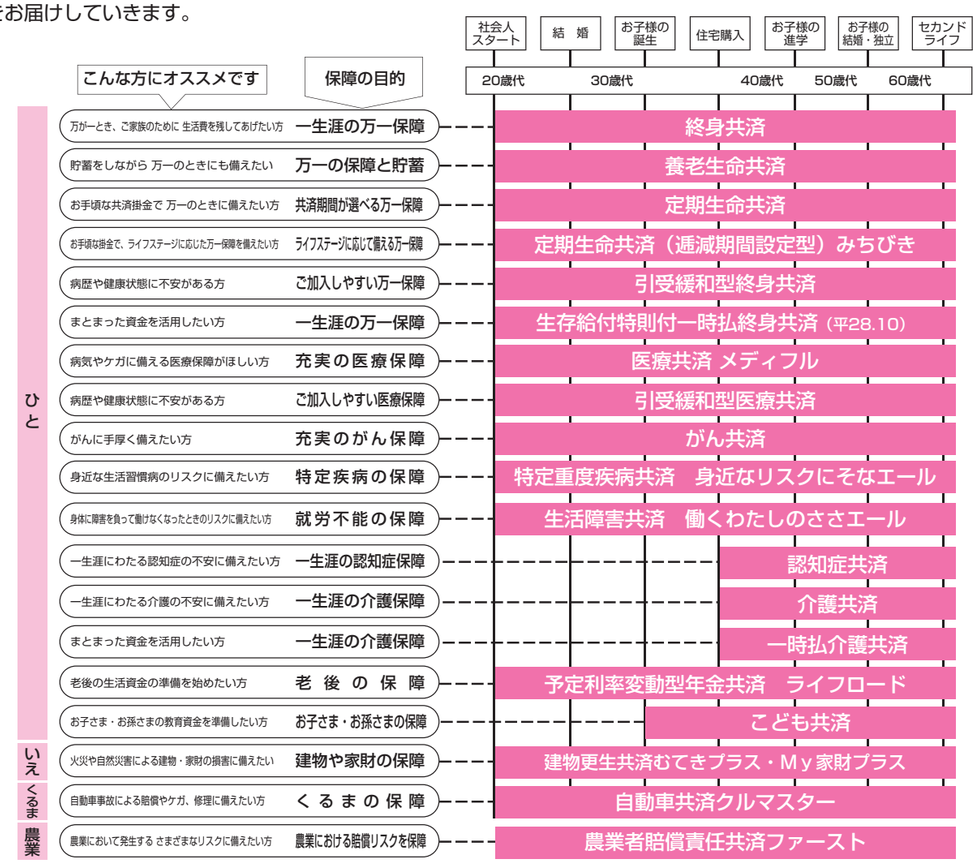

ご契約に関する重要な事項等の説明

ＪＡ共済では、「農業協同組合法」「消費者契約法」「金融商品の販売等に関する法律」などの法令にもとづき、ご契約に関する重要な事項をご理解いただくために、「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」「ご契約のしおり・定款」等をお渡しして、説明を行っています。
また、ご契約内容がニーズに合致した内容であるかどうかをご確認いただくことを目的に「意向確認書」による内容確認・説明を実施しております。

①クーリング・オフ制度
共済期間が１年を超える共済契約について、ご契約のお申込者または共済契約者は、ご契約の申込日または「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。（法人契約、ＪＡ共済が指定した医師の診査を受けていた場合などは除きます）。

②告知義務
ご契約のお申込み、復活または特約の中途付加などに際し、共済契約者および被共済者は、被共済者の最近の健康状態などをありのままに告知していただくことになっています。この際に故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と相違して告知を行った場合には、告知義務違反としてご契約または特約が解除され、共済金などをお支払いできない場合があります。

③失効
ご契約が締結された後、第２回以後の共済掛金のお払込みがないまま所定の払込猶予期間を経過した場合、ご契約は失効となり共済金などをお支払いできなくなります。

④復活
共済掛金のお払込みがないためにご契約が失効した場合でも、失効日から３年以内であれば、ご契約の復活（効力をもとの状態に戻すこと）を申し込むことができます。

⑤共済掛金の自動振替貸付（一時的に共済掛金のご都合がつかないとき）
共済掛金のお払込みがないまま、所定の払込猶予期間を経過した場合でも、その時点での返れい金の額の80％の範囲内で、共済掛金に相当する額を自動的に貸し付け、ご契約を有効に継続させることができます。*自動振替貸付のない仕組みもあります。

⑥共済金と税金について
満期共済金・死亡共済金をお受け取りになる場合には、共済契約者（共済掛金負担者）、被共済者、共済金受取人の関係によって課税される税金の種類が変わってきます。

※上記は生命共済の場合であり、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」にさらに詳しく記載されています（⑥については「重要事項説明書（注意喚起情報）」に記載していません）。
なお、各種共済にかかる詳しい内容は、お近くのＪＡの窓口までお問い合わせください。

※ＪＡ共済では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（旧略称　本人確認法）にもとづき、お取引に際してご本人の確認を行っています。詳しい内容は、お近くのＪＡの窓口までお問い合わせください。

【経営資料】

Ⅰ　決算の状況

１．貸借対照表

（単位：千円）

科　　目	令和４年度（令和５年２月28日）	令和５年度（令和６年２月29日）
（資産の部）		
１．信用事業資産	**256,611,788**	**257,751,772**
（1）現金	2,059,697	2,303,129
（2）預金	174,901,024	174,149,300
系統預金	173,579,062	172,939,193
系統外預金	1,321,862	1,210,107
（3）有価証券	22,651,240	21,509,180
国債	15,330,900	15,149,380
地方債	—	10,000
金融債	—	—
受益証券	7,320,340	6,349,800
（4）貸出金	56,175,945	58,213,682
（5）その他信用事業資産	1,179,928	1,930,156
未収収益	923,232	924,935
その他資産	256,695	1,005,221
（6）債務保証見返	7,734	6,420
（7）貸倒引当金	△ 363,781	△ 360,095
２．共済事業資産	**2,442**	**3,121**
（1）共済貸付金	—	—
（2）共済未収利息	—	—
（3）その他共済事業資産	2,442	3,121
３．経済事業資産	**7,969,747**	**7,926,655**
（1）経済事業未収金	5,457,731	5,588,484
（2）経済受託債権	542,399	662,289
（3）棚卸資産	1,494,283	1,419,400
購買品	1,348,228	1,292,256
販売品	74,825	69,576
産直・加工在庫品	2,337	1,959
その他の棚卸資産	68,891	55,607
（4）全農預託債権	261,586	222,432
（5）その他経済事業資産	476,628	415,191
（6）貸倒引当金	△ 262,881	△ 381,143
４．雑資産	**913,157**	**1,022,579**
５．固定資産	**7,268,348**	**7,470,841**
（1）有形固定資産	7,224,066	7,403,917
建物	11,227,163	11,481,170
機械装置	3,493,748	3,709,318
土地	4,476,055	4,475,928
リース資産	129,893	129,893
建設仮勘定	2,663	345
その他の有形固定資産	2,906,727	2,869,126
減価償却累計額	△ 15,012,185	△ 15,261,865
（2）無形固定資産	44,282	66,924
６．外部出資	**9,399,404**	**9,399,496**
（1）外部出資	9,399,404	9,399,496
系統出資	8,541,825	8,541,825
系統外出資	726,898	726,990
子会社等出資	130,681	130,681
７．繰延税金資産	**168,403**	**182,990**
資産の部合計	**282,333,292**	**283,757,457**

科　　目	令和４年度（令和５年２月28日）	令和５年度（令和６年２月29日）
（負債の部）		
１．信用事業負債	**263,803,293**	**265,648,868**
（1）貯金	260,306,979	262,244,069
（2）借入金	2,664,051	2,618,408
（3）その他信用事業負債	824,529	779,970
未払費用	30,944	27,804
その他の負債	793,585	752,165
（4）債務保証	7,734	6,420
２．共済事業負債	**815,221**	**809,451**
（1）共済借入金	—	—
（2）共済資金	354,487	363,927
（3）共済未払利息	—	—
（4）未経過共済付加収入	460,734	445,524
（5）共済未払費用	—	—
（6）その他の共済事業負債	—	—
３．経済事業負債	**3,556,895**	**3,450,202**
（1）経済事業未払金	2,850,263	2,737,707
（2）経済受託債務	394,040	467,664
（3）全農預託負債	261,586	222,432
（4）その他の経済事業負債	51,005	22,398
４．雑負債	**464,393**	**571,201**
（1）未払法人税等	35,015	131,176
（2）リース債務	6,957	6,269
（3）その他の負債	422,420	433,754
５．諸引当金	**1,546,520**	**1,457,762**
（1）賞与引当金	124,215	112,433
（2）睡眠貯金払戻引当金	—	—
（3）退職給付引当金	1,422,305	1,345,329
６．繰延税金負債	**—**	**—**
７．再評価に係る繰延税金負債	**488,905**	**487,844**
負債の部合計	**270,675,230**	**272,425,332**
（純資産の部）		
１．組合員資本	**12,692,297**	**12,710,726**
（1）出資金	7,084,011	6,927,538
（2）資本準備金	911,258	911,258
（3）利益剰余金	4,899,265	5,081,101
利益準備金	2,406,003	2,466,003
その他利益剰余金	2,493,291	2,615,097
経営安定積立金	1,250,000	1,400,000
災害復旧積立金	200,000	200,000
税効果積立金	90,000	90,000
施設整備積立金	400,000	500,000
当期未処分剰余金	553,291	425,097
（うち当期剰余金）	(282,013)	(217,226)
（4）処分未済持分	△ 202,267	△ 209,171
２．評価・換算差額等	**△ 1,034,235**	**△ 1,378,601**
（1）その他有価証券評価差額金	△ 1,832,122	△ 2,177,548
（2）土地再評価差額金	797,886	798,947
純資産の部合計	**11,658,061**	**11,332,125**
負債及び純資産の部合計	**282,333,292**	**283,757,457**

2．損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和４年度（自令和4年3月1日 至令和5年2月28日）	令和５年度（自令和5年3月1日 至令和6年2月29日）
1．事業総利益	**6,421,490**	**6,313,771**
事業収益	14,345,687	14,256,996
事業費用	7,924,196	7,943,225
(1) 信用事業収益	1,966,704	1,968,178
資金運用収益	1,765,047	1,747,555
（うち預金利息）	793,638	792,221
（うち有価証券利息）	162,754	123,021
（うち貸出金利息）	785,372	797,542
（うちその他受入利息）	23,280	34,770
役務取引等収益	150,936	160,905
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	50,720	59,717
(2) 信用事業費用	223,029	238,431
資金調達費用	25,721	23,060
（うち貯金利息）	17,093	15,964
（うち給付補填備金繰入）	330	253
（うち借入金利息）	3,034	2,556
（うちその他支払利息）	5,263	4,285
役務取引等費用	44,814	46,060
その他経常費用	152,494	169,310
（うち貸倒引当金繰入額）	—	—
（うち貸倒引当金戻入益）	△7,448	△2,434
（うち貸出金償却）	252	419
信用事業総利益	**1,743,675**	**1,729,746**
(3) 共済事業収益	1,720,705	1,550,446
共済付加収入	1,623,648	1,484,846
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	97,056	65,599
(4) 共済事業費用	72,227	71,595
共済借入金利息	—	—
共済推進費	56,455	52,788
共済保全費	13,401	12,882
その他の費用	2,370	5,925
共済事業総利益	**1,648,478**	**1,478,850**
(5) 購買事業収益	7,776,831	7,694,551
購買品供給高	7,034,569	6,893,223
購買手数料	569,145	586,659
修理サービス料	77,507	75,779
その他の収益	95,609	138,888
(6) 購買事業費用	6,469,686	6,345,854
購買品供給原価	6,178,282	5,944,890
購買品供給費	155,154	185,548
修理サービス費用	33,238	32,136
その他の費用	103,011	183,279
（うち貸倒引当金繰入額）	35,700	112,286
（うち貸倒引当金戻入益）	—	—
（うち貸倒損失）	—	—
購買事業総利益	**1,307,144**	**1,348,696**
(7) 販売事業収益	1,290,508	1,417,947
買取販売品販売高	95,414	144,266
販売手数料	848,142	864,011
その他の収益	346,951	409,670
(8) 販売事業費用	434,495	494,996
買取販売品販売原価	82,466	134,628
販売費	24,073	24,129
その他の費用	327,955	336,238
（うち貸倒引当金繰入額）	3,091	—
（うち貸倒引当金戻入益）	—	△4,733
販売事業総利益	**856,013**	**922,951**

科　　目	令和４年度（自令和4年3月1日 至令和5年2月28日）	令和５年度（自令和5年3月1日 至令和6年2月29日）
(9) 保管事業収益	206,840	217,286
(10) 保管事業費用	67,077	74,242
保管事業総利益	**139,763**	**143,044**
(11) 加工事業収益	7,890	7,325
(12) 加工事業費用	3,354	3,472
加工事業総利益	**4,535**	**3,852**
(13) 利用事業収益	1,861,476	1,877,317
(14) 利用事業費用	1,065,736	1,090,443
利用事業総利益	**795,740**	**786,873**
(15) 宅地等供給事業収益	—	—
(16) 宅地等供給事業費用	—	—
宅地等供給事業総利益	**—**	**—**
(17) 農産物直売事業収益	81,877	91,525
(18) 農産物直売事業費用	55,313	66,973
農産物直売事業総利益	**26,564**	**24,551**
(19) 指導事業収入	40,725	39,468
(20) 指導事業支出	141,151	164,265
指導事業収支差額	**△100,425**	**△124,797**
2．事業管理費	**6,284,295**	**6,109,989**
(1) 人件費	3,822,563	3,766,958
(2) 業務費	666,364	657,792
(3) 諸税負担金	227,370	220,591
(4) 施設費	1,540,684	1,443,964
(5) その他事業管理費	27,311	20,682
事業利益	**137,195**	**203,781**
3．事業外収益	**245,932**	**184,495**
(1) 受取雑利息	19,887	25,590
(2) 受取出資配当金	151,378	89,137
(3) 賃貸料	42,764	49,002
(4) 償却債権取立益	539	582
(5) 雑収入	31,361	20,181
4．事業外費用	**20,706**	**29,701**
(1) 支払雑利息	2,082	459
(2) 寄付金	487	578
(3) 賃貸費	12,914	15,159
(4) 貸倒引当金繰入額	709	4,881
(5) 雑損失	4,511	8,623
経常利益	**362,421**	**358,575**
5．特別利益	**327,358**	**323,993**
(1) 固定資産処分益	42,655	76
(2) 一般補助金	282,985	320,744
(3) 外部出資等損失引当金戻入益	—	—
(4) その他特別利益	1,718	3,172
6．特別損失	**330,350**	**330,552**
(1) 固定資産処分損	7,884	941
(2) 固定資産圧縮損	257,352	320,744
(3) 減損損失	1,591	127
(4) その他特別損失	63,522	8,739
税引前当期利益	**359,429**	**352,017**
法人税、住民税及び事業税	44,650	149,378
過年度法人税追徴額	5,355	—
法人税等調整額	27,410	△14,586
法人税等合計	**77,416**	**134,791**
当期剰余金	**282,013**	**217,226**
当期首繰越剰余金	**270,690**	**147,871**
土地再評価差額金取崩額	**10,940**	**—**
営農支援積立金取崩額	**—**	**60,000**
当期未処分剰余金	**553,291**	**425,097**

3．注記表

令和４年度注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1)　**子会社株式及び関連会社株式**：移動平均法による原価法

(2)　**その他有価証券**

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)　**有形固定資産（リース資産を除く）**

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)　**無形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しています。

(3)　**リース資産**

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

4．引当金の計上基準

(1)　**貸倒引当金**

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近３年間の返済実績と将来３年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収

令和５年度注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1)　**満期保有目的の債券**：償却原価法（定額法）

(2)　**子会社株式及び関連会社株式**：移動平均法による原価法

(3)　**その他有価証券**

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの：移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)　**有形固定資産（リース資産を除く）**

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2)　**無形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しています。

(3)　**リース資産**

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

4．引当金の計上基準

(1)　**貸倒引当金**

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近３年間の返済実績と将来３年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収

令和４年度注記表	令和５年度注記表
に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ⑵　賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ⑶　退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 ５．収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ⑴　購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑵　販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共	に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ⑵　賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ⑶　退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 ５．収益及び費用の計上基準 当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ⑴　購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑵　販売事業 組合員が生産した農畜産物を当ＪＡが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和４年度注記表	令和５年度注記表
同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑶　保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 ⑷　加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑸　利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑹　農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑺　指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ６．消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ７．計算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「０」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。	⑶　保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 ⑷　加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑸　利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑹　農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑺　指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ６．消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ７．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「０」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。

令和４年度注記表	令和５年度注記表
８．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 **⑴　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法** 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 **⑵　米共同計算** 当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 **⑶　預託家畜** 当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を貸借対照表の経済事業資産（経済事業未収金）に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産（全農預託債権）に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債（全農預託負債）に計上しています。 **⑷　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について** 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識	**８．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項** **⑴　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法** 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 **⑵　米共同計算** 当ＪＡは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当ＪＡが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 **⑶　預託家畜** 当ＪＡは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当ＪＡから当該組合員への（金銭）債権を貸借対照表の経済事業資産（経済事業未収金）に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当ＪＡに留保しています。当ＪＡは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産（全農預託債権）に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債（全農預託負債）に計上しています。 **⑷　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について** 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識

令和４年度注記表	令和５年度注記表
して、販売手数料として表示しています。 **Ⅱ　会計方針の変更に関する注記** **⑴　収益認識に関する会計基準** 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 ①代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 ②カントリーエレベーター利用料の収益認識 利用事業のうちカントリーエレベーターの利用料の一部については、従来は年産の荷受終了後に収益を認識していましたが、調製料については籾摺り時点で収益を認識する方法に変更しています。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。 この結果、利益剰余金の当期首残高は10,353千円減少しています。また、当事業年度の事業収益が10,403,883千円、事業費用が10,404,280千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ397千円増加しています。 **⑵　時価の算定に関する会計基準** 当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。	して、販売手数料として表示しています。 **Ⅱ　会計方針の変更に関する注記** **⑴　時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用** 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

令和４年度注記表

Ⅲ　会計上の見積りに関する注記

⑴　繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　168,403千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和２年２月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵　固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　1,591千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和２年２月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

⑶　貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　626,663千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「４．引当金の計上基準」の「⑴貸倒引当金」に記載しています。

令和５年度注記表

Ⅲ　会計上の見積りに関する注記

⑴　繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　182,990千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和６年度（第28年度）事業計画を基礎として、当ＪＡが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵　固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　127千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和６年度（第28年度）事業計画を基礎として算出しており、令和６年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

⑶　貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　741,239千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「４．引当金の計上基準」の「⑴貸倒引当金」に記載しています。

令和４年度注記表

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ　貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、8,691,819千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 4,608,657千円、機械及び装置 2,426,936千円、構築物ほか 1,656,225千円

２．担保に供している資産

（単位：千円）

担保に供している資産		担保に係る債務	
種　類	期末帳簿価額	内　　容	期末残高
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	1,200	軽米町指定金融機関保証金	—
現　　金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現　　金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現　　金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現　　金	50	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現　　金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	8,400,000	ＪＡ岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	37,854
定期預金	10,680,000	ＪＡ岩手県信連からの借入金に係る担保	—
通知預金	2,230,000	ＪＡ岩手県信連からの借入金に係る担保	2,230,000
計	21,326,980		2,267,854

３．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額　　2,881千円

令和５年度注記表

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ　貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,010,258千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 4,754,756千円、機械及び装置 2,597,871千円、構築物ほか 1,657,630千円

２．担保に供している資産

（単位：千円）

担保に供している資産		担保に係る債務	
種　類	期末帳簿価額	内　　容	期末残高
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	—
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	—
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	1,200	軽米町指定金融機関保証金	—
現　　金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現　　金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現　　金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現　　金	50	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	—
現　　金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	—
定期預金	12,500,000	ＪＡ岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	39,291
定期預金	10,680,000	ＪＡ岩手県信連からの借入金(当座貸越)に係る担保	—
通知預金	2,230,000	ＪＡ岩手県信連からの借入金に係る担保	2,230,000
計	25,426,980		2,269,291

３．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額　　5,559千円

令和４年度注記表	令和５年度注記表
子会社等に対する金銭債務の総額　264,847千円	子会社等に対する金銭債務の総額　279,708千円
４．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額	**４．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額**
理事及び監事に対する金銭債権の総額　66,694千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額　―	理事及び監事に対する金銭債権の総額　64,657千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額　―
５．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額	**５．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額**
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は293,518千円、危険債権額は624,335千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は917,854千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は336,317千円、危険債権額は799,031千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,135,348千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
６．土地の再評価に関する法律に基づく事項	**６．土地の再評価に関する法律に基づく再評価**
「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 **⑴　再評価を行った年月日** 平成13年２月28日（旧ＪＡ新いわて） 平成14年２月28日（旧ＪＡいわてくじ） 平成12年12月31日（旧ＪＡ北いわて） 平成11年３月31日（旧ＪＡいわて奥中山）	「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 **⑴　再評価を行った年月日** 平成13年２月28日（旧ＪＡ新いわて） 平成14年２月28日（旧ＪＡいわてくじ） 平成12年12月31日（旧ＪＡ北いわて） 平成11年３月31日（旧ＪＡいわて奥中山）

令和４年度注記表	令和５年度注記表
⑵　再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　851,143千円 **⑶　同法律第３条第３項に定める再評価の方法** 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。	**⑵　再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額**　844,811千円 **⑶　同法律第３条第３項に定める再評価の方法** 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。
Ⅴ　損益計算書に関する注記 **１．子会社等との取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額** **⑴　子会社等との取引による収益総額**　19,437千円 うち事業取引高　6,241千円 うち事業取引以外の取引高　13,196千円 **⑵　子会社等との取引による費用総額**　214千円 うち事業取引高　214千円 うち事業取引以外の取引高　―	**Ⅴ　損益計算書に関する注記** **１．子会社等との取引高の総額** **⑴　子会社等との取引による収益総額**　24,111千円 うち事業取引高　8,922千円 うち事業取引以外の取引高　15,189千円 **⑵　子会社等との取引による費用総額**　154千円 うち事業取引高　154千円 うち事業取引以外の取引高　―
２．減損損失に関する注記 **⑴　グルーピングの方法と共用資産の概要** 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでＪＡ全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。 **⑵　減損損失を認識した資産又はグループについては、その用途、種類、場所などの概要** 当事業年度に減損を計上した資産は、以下のとおりです。	**２．減損会計に関する注記** **⑴　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要** 当ＪＡでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでＪＡ全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。 当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	そ の 他
旧好摩支所関連	遊休資産	土地	業務外固定資産
寺田資材店舗関連	遊休資産	土地	業務外固定資産
一方井支所（旧農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産

場　所	用　途	種　類	そ の 他
宇部ふれあい店関連	遊休資産	土地	業務外固定資産

⑶　減損損失の認識に至った経緯 すでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落により減損損失を認識しました。	**⑵　減損損失の認識に至った経緯** すでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落により減損損失を認識しました。 **⑶　減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳** 宇部ふれあい店関連　127千円（土地127千円） 合　計　127千円（土地127千円） **⑷　回収可能価額の算定方法** 回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.3%です。

令和４年度注記表

⑷　減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失内容

場　　所	金　　額	用　　途
旧好摩支所関連	690千円	土地　690千円
寺田資材店舗関連	751千円	土地　751千円
一方井支所（旧農薬庫）	150千円	土地　150千円
合　　計	1,591千円	

⑸　回収可能価額の算出方法

回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.1％です。

Ⅳ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や受益証券の有価証券による運用を行っています。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持･向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②　市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00％上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,404,104千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用･調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金

令和５年度注記表

Ⅵ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持･向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②　市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00％上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,164,600千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用･調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金

令和４年度注記表

性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

⑴　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	174,901,024	174,877,717	△ 23,307
有価証券			
その他有価証券	22,651,240	22,651,240	—
貸出金	56,175,945		
貸倒引当金（＊１）	△ 363,781		
貸倒引当金控除後	55,812,163	56,373,416	561,253
経済事業未収金	5,457,731		
貸倒引当金（＊２）	△ 262,881		
貸倒引当金控除後	5,194,850	5,194,850	—
外部出資	1,033	1,033	—
資産計（＊３）	258,560,310	259,098,256	537,946
貯金	260,306,979	260,236,812	△ 70,166
借入金	2,664,051	2,638,530	△ 25,520
経済事業未払金	2,850,263	2,850,263	—
負債計（＊３）	265,821,294	265,725,607	△ 95,687

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊３）上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。

⑵　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和５年度注記表

性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

⑴　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	174,149,300	174,092,082	△ 57,217
有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,920	△ 80
その他有価証券	21,499,180	21,499,180	—
貸出金	58,213,682		
貸倒引当金（＊１）	△ 360,095		
貸倒引当金控除後	57,853,587	58,277,362	423,775
経済事業未収金	5,588,484		
貸倒引当金（＊２）	△ 381,143		
貸倒引当金控除後	5,207,341	5,207,341	—
外部出資	1,616	1,616	—
資産計（＊３）	258,721,025	259,087,503	366,478
貯金	262,244,069	262,131,620	△ 112,449
借入金	2,618,408	2,591,671	△ 26,737
経済事業未払金	2,737,707	2,737,707	—
負債計（＊３）	267,600,185	267,460,999	△ 139,186

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊３）上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。

⑵　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当ＪＡの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和４年度注記表

③　経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶　市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは⑴の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資（＊）	9,398,370千円

（＊）外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

⑷　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内
預金	174,901,024	—	—
有価証券	—	1,091,830	2,411,600
その他有価証券のうち満期があるもの	—	1,091,830	2,411,600
貸出金（＊1，2，3）	9,131,970	4,616,866	4,011,170
経済事業未収金（＊４）	4,943,640	—	—
合計	188,976,634	5,708,696	6,422,770

	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預金	—	—	—
有価証券	—	—	20,316,910
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	20,316,910
貸出金（＊1，2，3）	3,473,253	2,984,919	31,536,574
経済事業未収金（＊４）	—	—	—
合計	3,473,253	2,984,919	51,853,484

（＊１）貸出金のうち、当座貸越 3,765,901千円（融資型を除く）については、「１年以内」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等372,441千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

（＊３）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件48,748千円は、償還日が特定できないため含めていません。

（＊４）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等514,091千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

令和５年度注記表

③　経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは⑴の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資（＊）	9,397,879千円

（＊）外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

⑷　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内
預金	174,149,300	—	—
有価証券	—	2,348,650	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,348,650	—
貸出金（＊1，2，3）	9,248,643	4,609,306	4,060,597
経済事業未収金（＊４）	4,841,309	—	—
合計	188,239,252	6,957,956	4,060,597

	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預金	—	—	—
有価証券	—	2,600,100	17,911,050
満期保有目的の債券	—	10,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,590,100	17,911,050
貸出金（＊1，2，3）	3,542,847	2,907,406	33,400,639
経済事業未収金（＊４）	—	—	—
合計	3,542,847	5,507,506	51,311,689

（＊１）貸出金のうち、当座貸越3,952,110千円（融資型を除く）については、「１年以内」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、３か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等394,950千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

（＊３）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件49,291千円は、償還日が特定できないため含めていません。

（＊４）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等747,175千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

令和４年度注記表

⑸　借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内
貯金（＊１）	251,404,240	4,340,757	2,908,639
借入金	70,342	2,284,502	37,795
合計	251,474,582	6,625,259	2,946,435

	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
貯金（＊１）	646,443	729,084	277,813
借入金	26,735	19,316	225,359
合計	673,178	748,400	503,173

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については、「１年以内」に含めています。

Ⅶ　有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

⑴　その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式（外部出資）	1,033	796	237
	国債	2,140,550	2,014,939	125,610
	受益証券	302,130	300,000	2,130
	小計	2,443,713	2,315,735	127,977
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	13,190,350	14,568,660	△1,378,310
	受益証券	7,018,210	7,600,000	△581,790
	小計	20,208,560	22,168,660	△1,960,100
合計		22,652,273	24,484,395	△1,832,122

（＊）上記の差額△1,832,122千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

２．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

令和５年度注記表

⑸　借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内
貯金（＊１）	253,685,305	3,431,086	3,412,476
借入金	2,284,379	37,590	26,694
合計	255,969,685	3,468,676	3,439,171

	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
貯金（＊１）	745,869	657,655	311,675
借入金	19,275	13,220	237,249
合計	765,144	670,875	548,924

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については、「１年以内」に含めています。

Ⅶ　有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

⑴　満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	10,000	9,920	△ 80
合計		10,000	9,920	△ 80

⑵　その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式（外部出資）	1,616	796	820
	国債	2,116,770	2,013,658	103,111
	小計	2,118,386	2,014,455	103,931
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	13,032,610	14,563,890	△1,531,280
	受益証券	6,349,800	7,100,000	△750,200
	小計	19,382,410	21,663,890	△2,281,480
合計		21,500,796	23,678,345	△2,177,548

２．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

令和４年度注記表

３．当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

４．当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

Ⅷ　退職給付に関する注記

１．退職給付に関する注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,679,373千円
勤務費用	188,532千円
利息費用	4,587千円
数理計算上の差異の発生額	△ 8,070千円
退職給付の支払額	△ 518,389千円
期末における退職給付債務	4,346,033千円

⑶　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,049,935千円
期待運用収益	18,299千円
数理計算上の差異の発生額	△ 1,413千円
特定退職共済制度への拠出金	150,459千円
退職給付の支払額	△ 355,576千円
期末における年金資産	2,861,703千円

⑷　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,346,033千円
特定退職共済制度	△ 2,861,703千円
未積立退職給付債務	1,484,330千円
未認識数理計算上の差異	△ 62,025千円
貸借対照表計上額純額	1,422,305千円
退職給付引当金	1,422,305千円

⑸　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	188,532千円
利息費用	4,587千円
期待運用収益	△ 18,299千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 15,903千円
合計	158,916千円

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.2 %
現金及び預金	8.6 %

令和５年度注記表

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種　類	売却額	売却益	売却損
受　益　証　券	777,603	―	22,396
合　　計	777,603	―	22,396

４．当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

Ⅷ　退職給付に関する注記

１．退職給付に関する注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,346,033千円
勤務費用	192,129千円
利息費用	15,572千円
数理計算上の差異の発生額	△ 19,202千円
退職給付の支払額	△ 378,775千円
期末における退職給付債務	4,155,757千円

⑶　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,861,703千円
期待運用収益	17,170千円
数理計算上の差異の発生額	△ 700千円
特定退職共済制度への拠出金	144,749千円
退職給付の支払額	△ 261,872千円
期末における年金資産	2,761,050千円

⑷　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,155,757千円
特定退職共済制度	△ 2,761,050千円
未積立退職給付債務	1,394,707千円
未認識数理計算上の差異	△ 49,378千円
貸借対照表計上額純額	1,345,329千円
退職給付引当金	1,345,329千円

⑸　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	192,129千円
利息費用	15,572千円
期待運用収益	△ 17,170千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 5,854千円
合計	184,677千円

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	62.9 %
現金及び預金	6.2 %

令和４年度注記表

退職共済年金預け金	26.0 %
その他	2.2 %
合計	100.0 %

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑻　割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.8 %
長期期待運用収益率	0.6 %
数理計算上の差異の処理年数	10 年

２．特例業務負担金の将来見込額

法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金（51,450千円）を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和４年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、556,448千円となっています。

Ⅸ　税効果会計に関する注記

１．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	932千円
賞与引当金	39,707千円
貸倒引当金有税分	112,096千円
貸付金未収利息未計上	1,605千円
退職給付引当金	392,556千円
減価償却有税分	161,607千円
土地減損	84,424千円
外部出資	1,181千円
定期貯金（睡眠口座）	322千円
貸倒損失否認	5,816千円
その他有価証券差額金	505,665千円
前払費用	2,779千円
その他	2,849千円
繰延税金資産小計	1,311,545千円
評価性引当額	△ 1,143,141千円
繰延税金資産合計	168,403千円

⑵　法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.60 %
（調整）	
交際費の損金不算入額	0.27 %
受取配当金の損金不算入額	△ 5.79 %
住民税均等割額	8.28 %

令和５年度注記表

退職共済年金預け金	27.1 %
その他	3.8 %
合計	100.0 %

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑻　割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.0 %
長期期待運用収益率	0.6 %
数理計算上の差異の処理年数	10 年

２．特例業務負担金の将来見込額

法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金49,794千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和５年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、471,465千円となっています。

Ⅸ　税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,464千円
賞与引当金	35,957千円
貸倒引当金有税分	170,396千円
貸付金未収利息未計上	1,695千円
退職給付引当金	371,310千円
減価償却有税分	152,296千円
土地減損	84,454千円
外部出資	1,181千円
定期貯金（睡眠口座）	322千円
貸倒損失否認	5,789千円
その他有価証券評価差額金	601,003千円
前払費用	5,861千円
その他	1,483千円
繰延税金資産小計	1,439,217千円
評価性引当額	△ 1,256,226千円
繰延税金資産合計	182,990千円

２．法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.60 %
（調整）	
交際費の損金不算入額	1.15 %
受取配当金の損金不算入額	△ 3.46 %
住民税均等割額	8.34 %

令和４年度注記表	令和５年度注記表
評価性引当額の増減　△ 11.13 % 税額特別控除　△ 1.48 % その他　△ 0.81 % 税効果会計適用後の法人税等の負担率　21.53 %	評価性引当額の増減　5.04 % その他　△ 0.38 % 税効果会計適用後の法人税等の負担率　38.29 %
Ⅹ　収益認識に関する注記 「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記　５．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	**Ⅹ　収益認識に関する注記** 「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記　５．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
Ⅺ　その他の注記 **１．「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記** 当組合は、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	**Ⅺ「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記** 当ＪＡは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

４．剰余金処分計算書

（単位：円）

項　　目	第26年度（令和５年２月28日）		第27年度（令和６年２月29日）	
１．当期未処分剰余金		553,291,424		425,097,411
２．剰余金処分額		405,420,055		243,563,598
⑴　利益準備金	60,000,000		60,000,000	
⑵　任意積立金	310,000,000		150,000,000	
経営安定積立金	150,000,000		100,000,000	
施設整備積立金	100,000,000		50,000,000	
営農支援積立金	60,000,000			
⑶　出資配当金	35,420,055		33,563,598	
３．次期繰越剰余金		147,871,369		181,533,813
注記事項	〔注〕１ 出資配当金は年0.5%の割合です。 ただし、年度内の増資および新規加入については、日割り計算とします。 なお、出資配当については、20.42%の源泉徴収後の金額を出資予約預り金に入金し、残高が出資一口（1,000円）に達した場合は出資金へ振替させていただきます。 〔注〕２ 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。 ①経営安定積立金 ＜積立目的＞ 組合経営の安定及び健全な発展を図るため、会計基準や資産償却等への対応をはじめ、予測しがたいリスクに備える。 ＜積立目標額＞　2,000,000千円 ＜取崩基準＞ 目標額に達しない場合があっても、上記目的に照らして必要な額を理事会の決議により、取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞　1,250,000千円 ②災害復旧積立金 ＜積立目的＞ 災害や事故等が発生した場合のリスクに備える。 ＜積立目標額＞　200,000千円 ＜取崩基準＞ 災害や事故等により、復旧・復興のために要した費用・損失のほか、被災農家への支援対策費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞　200,000千円 ③税効果積立金 ＜積立目的＞ 繰延税金資産の回収可能性の見直し及び税率の変更により、繰延税金資産の取り崩しに伴う財源の支出に充てるため。 ＜積立目標額＞ 繰延税金負債との相殺前繰延税金資産の額 ＜取崩基準＞ 積立目的に伴う多額の支出が発生した場合に、当該年度の決算期に取り崩すものとする。 ＜現在残高＞　90,000千円 ④施設整備積立金 ＜積立目的＞ 施設整備にかかる多額の取得費や解体撤去費用等の損失処理に充てるため。 ＜積立目標額＞　1,000,000千円 ＜取崩基準＞ 施設の老朽化及び施設の集約等により、施設の整備取得を行う際に生じる施設取得費及び解体撤去費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞　400,000千円 〔注〕３ 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれています。		〔注〕１ 出資配当金は年0.5%の割合です。 ただし、年度内の増資および新規加入については、日割り計算とします。 なお、出資配当については、20.42%の源泉徴収後の金額を出資予約預り金に入金し、残高が出資一口（1,000円）に達した場合は出資金へ振替させていただきます。 〔注〕２ 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。 ①経営安定積立金 ＜積立目的＞ 組合経営の安定及び健全な発展を図るため、会計基準や資産償却等への対応をはじめ、予測しがたいリスクに備える。 ＜積立目標額＞　2,000,000千円 ＜取崩基準＞ 目標額に達しない場合があっても、上記目的に照らして必要な額を理事会の決議により、取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞　1,400,000千円 ②災害復旧積立金 ＜積立目的＞ 災害や事故等が発生した場合のリスクに備える。 ＜積立目標額＞　200,000千円 ＜取崩基準＞ 災害や事故等により、復旧・復興のために要した費用・損失のほか、被災農家への支援対策費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞　200,000千円 ③税効果積立金 ＜積立目的＞ 繰延税金資産の回収可能性の見直し及び税率の変更により、繰延税金資産の取り崩しに伴う財源の支出に充てるため。 ＜積立目標額＞ 繰延税金負債との相殺前繰延税金資産の額 ＜取崩基準＞ 積立目的に伴う多額の支出が発生した場合に、当該年度の決算期に取り崩すものとする。 ＜現在残高＞　90,000千円 ④施設整備積立金 ＜積立目的＞ 施設整備にかかる多額の取得費や解体撤去費用等の損失処理に充てるため。 ＜積立目標額＞　1,000,000千円 ＜取崩基準＞ 施設の老朽化及び施設の集約等により、施設の整備取得を行う際に生じる施設取得費及び解体撤去費用等が多額にのぼる場合、理事会の決議により取り崩すことができるものとする。 ＜現在残高＞　500,000千円 〔注〕３ 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれています。	

5．部門別損益計算書

第26年度　（令和４年３月１日から　令和５年２月28日まで）　部門別損益計算書

（単位：千円）

区　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	25,575,836	1,966,705	1,720,706	20,406,198	1,397,763	84,464	
事業費用②	19,077,133	223,029	72,227	17,633,181	1,052,410	96,286	
事業総利益（①-②）③	6,498,702	1,743,675	1,648,478	2,773,018	345,354	△11,822	
事業管理費④	6,361,507	1,467,692	1,090,965	2,805,043	339,819	657,987	
（うち減価償却費）⑤	(523,459)	(81,284)	(45,298)	(339,446)	(33,793)	(23,638)	
（うち人件費）	(3,822,563)	(822,099)	(828,479)	(1,483,110)	(231,052)	(457,823)	
※うち共通管理費⑥		294,763	279,189	385,246	54,321	132,759	△1,146,277
（うち減価償却費）⑦		(36,903)	(34,310)	(57,924)	(7,352)	(17,721)	(△154,210)
（うち人件費）		(112,734)	(107,823)	(155,755)	(28,656)	(52,296)	(△452,265)
事業利益（③-④）⑧	137,195	275,983	557,513	△32,026	5,534	△669,809	
事業外収益⑨	245,932	86,816	61,692	62,741	28,078	6,604	
※うち共通分⑩		9,180	8,553	6,194	551	3,288	(△27,765)
事業外費用⑪	20,706	1,882	1,718	3,126	13,167	813	
※うち共通分⑫		1,791	1,693	2,365	359	813	(△7,021)
経常利益（⑧+⑨-⑪）⑬	362,421	360,918	617,487	27,589	20,445	△664,018	
特別利益⑭	327,358	78,882	75,883	115,073	20,275	37,246	
※うち共通分⑮		78,882	75,883	113,265	17,263	37,246	(△322,540)
特別損失⑯	330,350	64,559	61,873	154,145	16,210	33,565	
※うち共通分⑰		64,559	61,873	106,562	16,210	32,333	(△281,536)
税引前当期利益（⑬＋⑭-⑯）⑱	359,429	375,241	631,497	△11,483	24,510	△660,336	
営農指導事業分配賦額⑲		75,139	71,096	472,899	41,202	△660,336	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱-⑲）⑳	359,429	300,102	560,401	△484,381	△16,692		

※指導事業のうち、生活指導は生活その他事業とし、指導企画部門の組織育成費および組織広報費は共通管理費として計算しておりますので、損益計算書の事業総利益および事業管理費とは金額が一致いたしません。

（注）

1．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)　共通管理費等

正職員、臨時嘱託職員の人数割合で算出している。

(2)　営農指導事業

農業関連事業に40%を配賦し、残りの60%を正職員、臨時嘱託職員の割合で、信用、共済、農業関連および生活関連事業に配賦している。

2．配賦割合

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26%	24%	33%	5%	12%	100%
営農指導事業	11%	11%	72%	6%		100%

第27年度　（令和５年３月１日から　令和６年２月29日まで）　部門別損益計算書

（単位：千円）

区　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	25,804,205	1,968,178	1,550,446	20,831,388	1,383,844	70,348	
事業費用②	19,413,909	238,432	71,596	17,961,443	1,036,062	106,377	
事業総利益（①-②）③	6,390,296	1,729,747	1,478,851	2,869,945	347,782	△36,029	
事業管理費④	6,186,514	1,421,068	1,031,765	2,759,447	312,215	662,018	
（うち減価償却費）⑤	(369,929)	(61,629)	(30,395)	(241,668)	(19,644)	(16,593)	
（うち人件費）	(3,766,958)	(802,692)	(796,573)	(1,491,017)	(216,101)	(460,576)	
※うち共通管理費⑥		267,687	253,804	362,810	48,108	127,806	△1,060,216
（うち減価償却費）⑦		(21,180)	(19,707)	(30,092)	(2,947)	(10,087)	(△84,013)
（うち人件費）		(113,263)	(108,008)	(161,001)	(22,985)	(55,438)	(△460,696)
事業利益（③-④）⑧	203,781	308,679	447,085	110,498	35,567	△698,047	
事業外収益⑨	184,495	20,692	58,938	64,167	32,383	8,316	
※うち共通分⑩		6,446	6,057	5,903	469	2,636	(△21,511)
事業外費用⑪	29,701	4,486	4,379	3,611	15,523	1,703	
※うち共通分⑫		4,293	4,363	2,850	404	1,693	(△13,602)
経常利益（⑧+⑨-⑪）⑬	358,575	324,886	501,644	171,053	52,427	△691,434	
特別利益⑭	323,993	68,610	65,143	133,000	18,896	38,345	
※うち共通分⑮		68,610	65,143	132,377	18,896	38,345	(△323,370)
特別損失⑯	330,552	69,314	65,862	138,157	18,981	38,238	
※うち共通分⑰		68,409	64,957	132,024	18,845	38,238	(△322,473)
税引前当期利益（⑬＋⑭-⑯）⑱	352,017	324,182	500,925	165,896	52,342	△691,328	
営農指導事業分配賦額⑲		78,136	74,290	498,535	40,367	△691,328	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱-⑲）⑳	352,017	246,046	426,636	△332,638	11,975		

※指導事業のうち、生活指導は生活その他事業とし、指導企画部門の組織育成費および組織広報費は共通管理費として計算しておりますので、損益計算書の事業総利益および事業管理費とは金額が一致いたしません。

（注）

1．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)　共通管理費等

正職員、臨時嘱託職員の人数割合で算出している。

(2)　営農指導事業

農業関連事業に40%を配賦し、残りの60%を正職員、臨時嘱託職員の割合で、信用、共済、農業関連および生活関連事業に配賦している。

2．配賦割合

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25%	24%	34%	5%	12%	100%
営農指導事業	11%	11%	72%	6%		100%

Ⅱ　損益の状況

1．最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、%）

項　　目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
経常収益（事業収益）	23,907	22,989	24,360	14,345	25,804
信用事業収益	2,227	2,036	1,965	1,966	1,968
共済事業収益	1,974	1,807	1,802	1,720	1,550
農業関連事業収益	17,994	17,675	19,092	20,406	20,831
生活その他事業収益	1,612	1,365	1,408	1,397	1,383
営農指導事業収益	98	104	91	40	70
経常利益	639	563	467	362	358
当期剰余金	△110	424	283	282	217
出資金 （出資口数）	7,442 (7,442,424)	7,364 (7,364,440)	7,246 (7,246,464)	7,084 (7,084,011)	6,927 (6,927,538)
純資産額	14,136	13,563	13,399	11,658	11,332
総資産額	267,784	277,830	282,068	282,333	283,757
貯金等残高	242,806	253,894	257,883	260,306	262,244
貸出金残高	49,572	51,009	53,330	56,175	58,213
有価証券残高	14,221	16,815	22,865	22,651	21,509
剰余金配当金額	50	70	69	35	33
出資配当額	50	70	69	35	33
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	907	880	867	837	797
単体自己資本比率	11.96	12.03	12.07	12.05	13.28

（注）１．経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
　　２．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
　　３．信託業務の取り扱いは行っていません。

2．利益総括表

（単位：百万円、%）

項　　目	令和４年度	令和５年度	増　減
資金運用収支	1,739	1,724	△15
役務取引等収支	106	114	8
その他信用事業収支	△95	△101	△6
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	1,749 （ 0.6 ）	1,737 （ 0.6 ）	△12 （ △0.0 ）
事業粗利益 （事業粗利益率）	6,568 （ 2.3 ）	6,423 （ 2.2 ）	△145 （ △0.1 ）
事業純益	107	223	116
実質事業純益	284	313	29
コア事業純益	284	313	29
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	284	313	29

3．資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

項　　目		令和４年度			令和５年度		
		平均残高	利　息	利　回	平均残高	利　息	利　回
資金運用勘定		261,891	1,741	0.67	260,649	1,712	0.66
	うち預金	182,444	793	0.44	178,500	792	0.44
	うち有価証券	24,253	162	0.67	24,365	123	0.50
	うち貸出金	55,199	785	1.42	57,783	797	1.38
資金調達勘定		270,606	20	0.01	269,042	18	0.01
	うち貯金･定期積金	267,923	17	0.01	266,403	16	0.01
	うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
	うち借入金	2,692	3	0.11	2,639	2	0.10
総資金利ざや		—	—	0.22	—	—	0.22

（注）１．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
　　２．資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの系統利用奨励金が含まれています。

4．受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目		令和４年度増減額	令和５年度増減額
受取利息		△ 32	△ 28
	うち預金	△ 23	△ 1
	うち有価証券	△ 21	△ 39
	うち貸出金	12	12
支払利息		2	△ 1
	うち貯金・定期積金	4	—
	うち譲渡性貯金	—	—
	うち借入金	△ 1	△ 1
差し引き		△ 35	△ 27

（注）１．増減額は前年度対比です。
　　２．受取利息の預金には、信連からの系統利用奨励金が含まれています。

Ⅲ　事業の概況

1．信用事業

(1)　貯金に関する指標

①　科目別貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種類	令和４年度	令和５年度	増減
流動性貯金	146,000（ 54.4）	150,314（ 56.1）	4,313
定期性貯金	121,766（ 45.4）	117,138（ 43.7）	△ 4,627
その他の貯金	156（ 0.0）	136（ 0.0）	△ 19
計	267,923（100.0）	267,589（100.0）	△ 334
譲渡性貯金	－（ －）	－（ －）	—
合計	267,923（100.0）	267,589（100.0）	△ 334

（注）１．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
２．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
３．（　）内は構成比です。

②　定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種類	令和４年度	令和５年度	増減
定期貯金	110,476（100.0）	109,018（ 97.8）	△ 1,458
うち固定金利定期	110,474（ 99.9）	109,016（ 99.9）	△ 1,458
うち変動金利定期	2（ 0.0）	2（ 0.0）	0

（注）１．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
２．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
３．（　）内は構成比です。

(2)　貸出金等に関する指標

①　科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種類	令和４年度	令和５年度	増減
手形貸付	96	87	△ 8
証書貸付	51,398	53,715	2,317
当座貸越	3,704	3,925	221
割引手形	－	－	－
合計	55,199	57,729	2,529

②　貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円、%）

種類	令和４年度	令和５年度	増減
固定金利貸出	23,961（ 42.6）	21,933（ 37.6）	△ 2,028
変動金利貸出	28,144（ 50.1）	32,013（ 54.9）	3,869
その他	4,069（ 7.2）	4,266（ 7.3）	196
合計	56,175（100.0）	58,213（100.0）	2,037

（注）「その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないものです。
（　）内は構成比です。

③　貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	令和４年度	令和５年度	増減
貯金・定期積金等	719	684	△ 35
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	257	235	△ 21
その他担保物	111	101	△ 10
小計	1,088	1,021	△ 67
農業信用基金協会保証	21,742	22,772	1,030
その他保証	25,237	27,217	1,980
小計	46,979	49,989	3,009
信用	8,107	7,202	△ 904
合計	56,175	58,213	2,037

④　債務保証の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	令和４年度	令和５年度	増減
貯金・定期積金等	－	－	－
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	7	6	△ 1
小計	7	6	△ 1
信用	－	－	－
合計	7	6	△ 1

⑤　貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、%）

種類	令和４年度	令和５年度	増減
設備資金	43,450（ 77.3）	45,397（ 77.7）	1,946
運転資金	12,724（ 22.7）	12,816（ 21.8）	91
合計	56,175（100.0）	58,213（100.0）	2,037

（注）（　）内は構成比です。

⑥　貸出金の業種別残高

（単位：百万円、%）

種類	令和４年度	令和５年度	増減
農業	14,802（ 26.3）	14,740（ 25.3）	△ 61
林業	345（ 0.6）	371（ 0.6）	25
水産業	670（ 1.1）	700（ 1.2）	30
製造業	3,707（ 6.6）	3,942（ 6.7）	235
鉱業	154（ 0.2）	150（ 0.2）	△ 4
建設・不動産業	5,160（ 9.1）	5,314（ 9.1）	154
電気・ガス・熱供給水道業	412（ 0.7）	482（ 0.8）	70
運輸・通信業	1,307（ 2.3）	1,351（ 2.3）	43
金融・保険業	347（ 0.6）	373（ 0.6）	25
卸売・小売・サービス業・飲食業	11,318（ 20.1）	12,394（ 21.2）	1,076
地方公共団体	4,486（ 7.9）	3,826（ 6.5）	△ 660
非営利法人	—	—	—
その他	13,461（ 23.9）	14,562（ 25.0）	1,101
合計	56,175（100.0）	58,213（100.0）	2,037

（注）（　）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦　主要な農業関係の貸出金残高

1）営農類型別

（単位：百万円）

種類		令和４年度	令和５年度	増減
農業		10,798	10,882	83
	穀作	2,160	2,100	△ 56
	野菜・園芸	1,844	1,898	56
	果樹・樹園農業	145	149	4
	工芸作物	300	293	△ 7
	養豚・肉牛・酪農	3,572	3,583	10
	養鶏・養卵	91	144	53
	養蚕	–	–	–
	その他農業	2,683	2,713	22
農業関連団体等		–	–	–
合計		10,798	10,882	83

（注）１．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

３．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2）資金種類別〔貸出金〕

（単位：百万円）

種類		令和４年度	令和５年度	増減
プロパー資金		6,084	6,155	71
農業制度資金		4,713	4,726	12
	農業近代化資金	2,384	2,178	△ 205
	その他制度資金	2,329	2,548	218
合計		10,798	10,882	83

（注）１．プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：百万円）

債権区分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		4年度	293	87	74	131	292
		5年度	336	87	127	120	336
危険債権		4年度	624	79	457	72	608
		5年度	799	105	518	157	780
要管理債権		4年度	—	—	—	—	—
		5年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	4年度	—	—	—	—	—
		5年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	4年度	—	—	—	—	—
		5年度	—	—	—	—	—
小計		4年度	917	166	531	203	900
		5年度	1,135	192	646	278	1,117
正常債権		4年度	50,806				
		5年度	57,129				
合計		4年度	51,723				
		5年度	58,265				

（注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権

４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

４．三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

５．貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

６．正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示

債権の状況（法定）

該当する取引はありません。

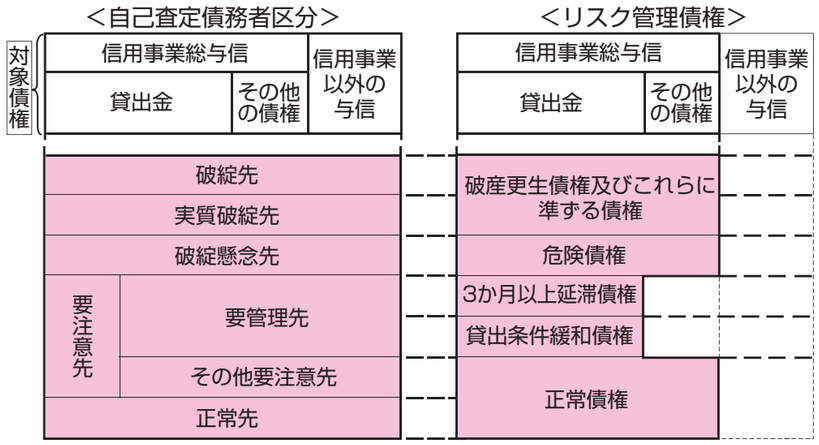

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
ⅰ　3か月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
ⅱ　貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

（ⅰ）破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

（ⅱ）危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破綻更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）

（ⅲ）3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

（ⅳ）貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

（ⅴ）正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

⑩　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額　（単位：百万円）

	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	165	176	−	165	176	176	90	−	176	90
個別貸倒引当金	428	449	0	427	449	449	651	1	448	651
合計	593	625	0	592	625	626	741	1	625	741

⑪　貸出金償却の額　（単位：百万円）

種類	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	0	0

(3)　内国為替取扱実績　（単位：千件、百万円）

種類		令和4年度		令和5年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	239	500	231	504
	金額	147,006	143,403	124,903	143,128
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	22	0	3
雑為替	件数	3	2	3	2
	金額	1,149	789	1,073	845
計	件数	243	503	234	506
	金額	148,156	144,215	125,977	143,978

(4)　有価証券に関する指標

①　種類別有価証券平均残高　（単位：百万円）

種類	令和4年度	令和5年度	増減
国債	16,353	16,583	230
地方債	—	6	6
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
受益証券	7,900	7,900	0
その他の証券	—	—	—
合計	24,253	24,489	236

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②　商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③　有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
令和4年度								
国債	－	－	－	－	1,000	15,500	－	16,500
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
受益証券	－	－	3,600	3,000	1,300	－	－	7,900
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和5年度								
国債	－	－	－	－	1,000	15,500	－	16,500
地方債	－	－	10	－	－	－	－	10
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
受益証券	800	2,500	3,000	1,100	500	－	－	7,900
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－

⑸　有価証券等の時価情報

①　有価証券の時価情報

［売買目的有価証券］

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	－	－	－	－

［満期保有目的の債券］

（単位：百万円）

	種　類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小　計	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	9	10	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小　計	－	－	－	9	10	－
合　計		－	－	－	9	10	－

［その他有価証券］

（単位：百万円）

	種　類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	－	－	－	－	－	－
	国債	2,140	2,014	125	2,116	2,013	103
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	302	300	2	－	－	－
	小　計	2,442	2,314	127	2,116	2,013	103
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	－	－	－	－	－	－
	国債	13,190	14,568	△ 1,378	13,032	14,563	△ 1,531
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	7,018	7,600	△ 581	6,349	7,100	△ 750
	小　計	20,208	22,168	△ 1,960	19,382	21,663	△ 2,281
合　計		22,651	24,483	△ 1,832	21,499	23,677	△ 2,178

②　金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

⑹　預かり資産の状況

①　投資信託残高（ファンドラップ含む）

該当する取引はありません。

②　残高有り投資信託口座数

該当する取引はありません。

2．共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

（単位：件、千円）

種類		令和４年度		令和５年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	25,829	202,959,385	25,439	191,077,079
	定期生命共済	254	2,561,700	320	3,125,200
	養老生命共済	13,645	88,156,898	12,249	77,043,505
	うちこども共済	6,578	25,960,192	6,300	23,554,392
	医療共済	20,864	4,682,750	20,753	4,309,600
	がん共済	2,240	573,500	2,218	556,000
	定期医療共済	1,131	4,574,700	1,059	4,331,900
	介護共済	2,262	2,226,133	2,280	2,307,068
	認知症共済	503		539	
	生活障害共済	608		593	
	特定重度疾病共済	1,371		1,407	
	年金共済	7,929	408,500	7,662	388,500
建物更生共済		36,462	475,957,327	35,609	465,827,602
合計		113,098	782,100,894	110,128	748,966,455

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種類	令和４年度		令和５年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	20,864	98,051	20,753	90,897
がん共済	2,240	14,676	2,218	14,496
定期医療共済	1,131	5,657	1,059	5,293
合計	24,235	118,384	24,030	110,686

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種類	令和４年度		令和５年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	2,262	5,586,182	2,280	5,600,421
認知症共済	503	550,100	539	600,800
生活障害共済（一時金型）	485	1,208,600	464	1,101,400
生活障害共済（定期年金型）	123	166,200	129	172,600
特定重度疾病共済	1371	1,794,100	1,407	1,828,700

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

（単位：件、千円）

種類	令和４年度		令和５年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	5,190	2,503,259	4,951	2,394,165
年金開始後	2,739	1,258,234	2,711	1,247,637
合計	7,929	3,761,494	7,662	3,641,802

（注）金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

（単位：件、千円）

種類	令和４年度			令和５年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	4,313	48,234,500	71,131	4,387	49,148,160	72,227
自動車共済	45,299		1,917,736	45,142		1,910,576
傷害共済	44,311	184,368,100	13,976	47,043	200,995,100	15,565
定額定期生命共済	5	16,000	123	5	16,000	123
賠償責任共済	665		2,035	664		1,947
自賠責共済	16,515		306,378	16,065		266,938
合計	111,108		2,311,381	113,306		2,267,379

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3．購買事業取扱実績

（単位：千円）

種類		令和４年度	令和５年度
		供給高	供給高
生産資材	肥料	2,084,887	2,356,454
	飼料	9,925,180	10,059,118
	農薬	990,385	1,062,680
	その他	2,223,277	2,406,656
	小計	15,223,733	15,884,908
生活資材	食材	83,370	79,541
	食料品	137,251	124,273
	その他	190,852	182,519
	小計	411,476	386,333
農機車輌	農業機械	329,831	313,167
	自動車	178,206	188,793
	小計	508,038	501,961
燃料	石油類	43,646	44,804
	LPガス	436,290	415,779
	小計	479,937	460,584
家畜購買		1,186,389	759,627
合計		17,809,574	17,993,415

注）供給高は、奨励金等を控除していないため損益計算書と一致しません。

4．販売事業取扱実績

(1) 受託販売品

（単位：千円）

種類	令和４年度	令和５年度
	販売高	販売高
米	4,212,084	4,240,500
麦	108,060	60,368
豆・雑穀		58,642
野菜	5,824,465	6,684,343
果実	453,182	399,165
花き・花木	1,904,427	1,869,399
畜産物	29,606,762	29,444,303
林産物	1,032,770	1,173,994
合計	43,141,751	43,930,715

注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

⑵　買取販売品

（単位：千円）

種　類	令和４年度 販　売　高	令和５年度 販　売　高
米	76,600	131,575
麦	—	—
豆・雑穀	18,814	12,690
野菜	—	—
果実	—	—
花き・花木	—	—
畜産物	—	—
林産物	—	—
合計	95,414	144,266

注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

５．指導事業

（単位：千円）

項目		令和４年度	令和５年度
収入	賦課金	33,210	32,152
	補助金	7,515	7,316
	計	40,725	39,468
支出	営農改善費	57,504	70,531
	生活文化費	702	595
	教育情報費	23,798	2,775
	組織育成費	28,421	58,249
	健康管理活動費	3,938	3,575
	生活組織育成費	6,571	7,895
	組織広報費	17,832	18,136
	指導部門労務費	2,382	2,506
	計	141,151	164,265
	差引	△ 100,425	△ 124,797

６．利用事業

（単位：千円）

項目		令和４年度	令和５年度
ライスセンター	収益	142,173	138,501
	費用	34,599	33,417
	差引	107,574	105,083
カントリーエレベーター	収益	75,944	72,443
	費用	18,290	14,440
	差引	57,654	58,003
水稲育苗センター	収益	130,076	130,379
	費用	81,227	84,760
	差引	48,849	45,619
種子センター	収益	29,488	30,302
	費用	6,100	6,720
	差引	23,387	23,582
野菜集出荷施設	収益	298,501	317,048
	費用	166,673	154,465
	差引	131,828	162,583
選果・乾燥施設	収益	165,808	135,897
	費用	142,244	119,124
	差引	23,564	16,773
家畜診療	収益	27,489	24,716
	費用	7,306	7,013
	差引	20,182	17,703
人工授精・登録	収益	375,528	368,197
	費用	241,451	257,217
	差引	134,077	110,979
乳用牛群改良検定	収益	37,708	36,523
	費用	43,927	37,352
	差引	△ 6,218	△ 828
酪農ヘルパー住宅	収益	1,833	1,889
	費用	18	—
	差引	1,815	1,889
アグリリサイクルセンター	収益	28,080	26,617
	費用	5,696	16,203
	差引	22,383	10,413
牧草草地	収益	141,128	156,807
	費用	87,726	110,272
	差引	53,402	46,534
集乳・送乳	収益	237,466	233,104
	費用	87,172	81,230
	差引	150,293	151,873
堆肥センター	収益	1,231	875
	費用	111	123
	差引	1,120	751
農業機械	収益	271	279
	費用	0	—
	差引	271	279
繁殖・育成センター	収益	27,361	58,275
	費用	24,366	38,743
	差引	2,995	19,532
安代畜産事業	収益	1,969	819
	費用	3,247	3,517
	差引	△ 1,277	△ 2,698
雑穀精選事業	収益	905	926
	費用	658	479
	差引	247	447
野菜育苗センター	収益	108,157	110,779
	費用	87,291	90,827
	差引	20,865	19,951
その他利用事業	収益	30,360	32,930
	費用	27,634	34,532
	差引	2,725	△ 1,601
利用事業合計	収益	1,861,476	1,877,317
	費用	1,065,736	1,090,443
	差引	795,740	786,873

７．その他の事業

（単位：千円）

項目		令和４年度	令和５年度
保管事業	収益	206,840	217,286
	費用	67,077	74,242
	差引	139,763	143,044
加工事業	収益	7,890	7,325
	費用	3,354	3,472
	差引	4,535	3,852
農産物直売	収益	81,877	91,525
	費用	55,313	66,973
	差引	26,564	24,551

Ⅳ　経営諸指標

1．利益率

（単位：%）

種　　類	令和４年度	令和５年度	増　　減
総資産経常利益率	0.12	0.12	0.00
資本経常利益率	3.10	3.16	0.06
総資産当期純利益率	0.09	0.07	△ 0.02
資本当期純利益率	2.41	1.91	△ 0.50

（注）１．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
２．資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
３．総資産当期純利益率
＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
４．資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100）

2．貯貸率・貯証率

（単位：%）

種　　類		令和４年度	令和５年度	増　　減
貯貸率	期　　末	21.5	22.2	0.6
	期中平均	20.6	21.5	0.9
貯証率	期　　末	8.7	9.0	△ 0.3
	期中平均	9.0	9.1	0.1

（注）１．貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
２．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
３．貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
４．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

Ⅴ　自己資本の充実の状況（法定）

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、%）

項　　目	令和４年度	令和５年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,658	12,677
うち、出資金及び資本準備金の額	7,995	7,838
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	4,899	5,081
うち、外部流出予定額　（△）	34	33
うち、上記以外に該当するものの額	△ 202	△ 209
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	176	90
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	176	90
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	115	57
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	12,950	12,825
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	32	48
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32	48
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	32	48
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	12,918	12,776
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	95,947	85,411
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,286	1,286
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,286	1,286
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,184	10,798
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	107,131	96,209
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.05	13.28

（注）１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
２．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
３．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2．自己資本の充実度に関する事項

①　信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和４年度 エクスポジャーの期末残高	令和４年度 リスク・アセット額 a	令和４年度 所要自己資本額 b=a×4%	令和５年度 エクスポジャーの期末残高	令和５年度 リスク・アセット額 a	令和５年度 所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,059	－	－	2,303	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,613	－	－	16,607	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	4,502	－	－	3,849	－	－
外国の中央政府等及び中央以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	174,806	34,961	1,398	174,054	34,810	1,392
法人等向け	199	144	5,789	182	142	5,692
中小企業等向け及び個人向け	27,561	18,597	743	29,321	7,962	318
抵当権付住宅ローン	1,292	447	17,902	1,142	260	10
不動産取得等事業向け	53	51	2	43	43	1
三月以上延滞等	1,491	1,584	63	1,945	1,781	71
取立未済手形	33	6	0	27	5	0
信用保証協会等保証付	21,616	2,130	85	22,657	2,232	89
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
出資等	1,678	1,678	67	1,679	1,679	67
（うち出資等のエクスポージャー）	1,678	1,678	67	1,679	1,679	67
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外	23,220	35,051	1,402	23,638	35,198	1,407
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,720	19,301	772	7,720	19,301	772
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	180	451	18	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	15,319	15,299	611	15,917	15,897	635
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非ＳＴＣ適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,895	5	0	7,116	8	0
（うちルックスルー方式）	7,895	5	0	7,116	8	0
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、されるものの額	－	1,286	51	－	1,286	51
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	283,026	95,947	3,837	284,570	85,411	3,416
CVAリスク相当額÷8%	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	283,026	95,947	3,837	284,570	85,411	3,416
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	11,184		447	10,798		431
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	107,131		4,285	96,209		3,848

（注）１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
５．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
６．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
７．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
８．当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3．信用リスクに関する事項

①　標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ's）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	

②　信用リスクに関するエクスポージャー（地域別，業種別，残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和４年度 信用リスクに関するエクスポージャーの残高	令和４年度 うち貸出金等	令和４年度 うち債券	令和４年度 うち店頭デリバティブ	令和４年度 三月以上延滞エクスポージャー	令和５年度 信用リスクに関するエクスポージャーの残高	令和５年度 うち貸出金等	令和５年度 うち債券	令和５年度 うち店頭デリバティブ	令和５年度 三月以上延滞エクスポージャー
国内	275,131	56,226	16,613	—	1,491	277,453	58,273	16,617	—	1,945
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	275,131	56,226	16,613	—	1,491	277,453	58,273	16,617	—	1,945
法人 農業	2,356	2,089	—	—	464	2,504	2,265	—	—	437
法人 林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人 水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人 製造業	190	190	—	—	—	181	181	—	—	—
法人 鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人 建設・不動産業	92	32	—	—	—	89	89	—	—	—
法人 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人 運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人 金融・保険業	182,560	—	—	—	—	181,803	—	—	—	—
法人 卸売・小売・飲食・サービス業	208	208	—	—	—	208	208	—	—	—
法人 日本国政府・地方公共団体	21,146	4,533		—	—	20,480	3,864	16,617	—	—
法人 上記以外	1,827	148	—	—	—	1,814	135	—	—	—
個人	49,474	48,964	—	—	870	52,287	51,527	—	—	1,222
その他	17,275	—	—	—	—	18,081	—	—	—	—
業種別残高計	275,131	56,226	16,613	—	1,335	277,453	58,273	16,617	—	1,660
1年以下	178,381	3,574	—	—		177,802	3,748	—	—	
1年超3年以下	2,771	2,771	—	—		2,841	2,841	—	—	
3年超5年以下	4,835	4,835	—	—		4,198	4,198	—	—	
5年超7年以下	3,827	3,827	—	—		3,817	3,817	—	—	
7年超10年以下	4,818	3,818	999	—		5,727	4,119	1,607	—	
10年超	51,079	35,466	15,613	—		52,7198	37,718	14,999	—	
期限の定めのないもの	29,416	1,932	—	—		30,346	1,838	—	—	
残存期間別残高計	275,131	56,226	16,613	—		277,453	58,273	16,617	—	

（注）
１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③　信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高　（単位：百万円）

		令和４年度			令和５年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト０％	—	24,286	24,286	—	23,777	23,777
	リスク・ウエイト２％	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト４％	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト１０％	—	21,309	21,309	—	22,352	22,352
	リスク・ウエイト２０％	—	177,121	177,121	—	199,217	199,217
	リスク・ウエイト３５％	—	1,278	1,278	—	213	213
	リスク・ウエイト５０％	—	1,151	1,151	—	1,084	1,084
	リスク・ウエイト７５％	—	23,671	23,671	—	3,713	3,713
	リスク・ウエイト１００％	—	18,716	18,716	—	19,696	19,696
	リスク・ウエイト１５０％	—	982,326	982,326	—	964	964
	リスク・ウエイト２５０％	—	7,901	7,901	—	7,720	7,720
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト1250％		—	—	—	—	—	—
計		—	276,417	276,417	—	278,740	278,740

（注）
1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
　なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3．経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4．信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA- またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA- またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB- またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②　信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額　（単位：百万円）

区　分	令和４年度			令和５年度		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	55	—	—	40	—	—
中小企業等向け及び個人向け	153	3,162	—	143	24,941	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	928	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	1	—	—	83	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算期間関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1	—	—	1,601	—
合　計	208	3,166	—	183	25,955	—

（注）
1．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①　出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②　出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和４年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　　場	—	—	—	—
非　上　場	1,678	1,678	1,679	1,679
合　計	1,678	1,678	1,679	1,679

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③　出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和４年度			令和５年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④　貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和４年度		令和５年度	
評　価　益	評　価　損	評　価　益	評　価　損
—	—	—	—

⑤　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和４年度		令和５年度	
評　価　益	評　価　損	評　価　益	評　価　損
—	—	—	—

8．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和４年度	令和５年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	7,895	7,116
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9．金利リスクに関する事項

①　金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

・市場金利が上下に２％変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として四半期ごとに算出しています。

・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時　払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50％相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は四半期ごとに経営層に報告するとともに、四半期ごとにＡＬＭ委員会および理事会に報告しています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに関する事項

（単位：百万円）

ＩＲＲＢＢ１：金利リスク					
項番		⊿ＥＶＥ		⊿ＮＩＩ	
		令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度
1	上方パラレルシフト	2,748	2,367	193	216
2	下方パラレルシフト	0	0	0	4
3	スティープ化	3,199	2,829		
4	フラット化	△ 111	0		
5	短期金利上昇	1,040	904		
6	短期金利低下	1,586	1,542		
7	最大値	3,199	2,829	193	216
		令和４年度		令和５年度	
8	自己資本の額	12,918		12,776	

Ⅵ　連結情報

１．グループの概況

⑴　グループの事業系統図

ＪＡ新いわてのグループは、当ＪＡ、子会社２社、関連法人等１社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は２社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

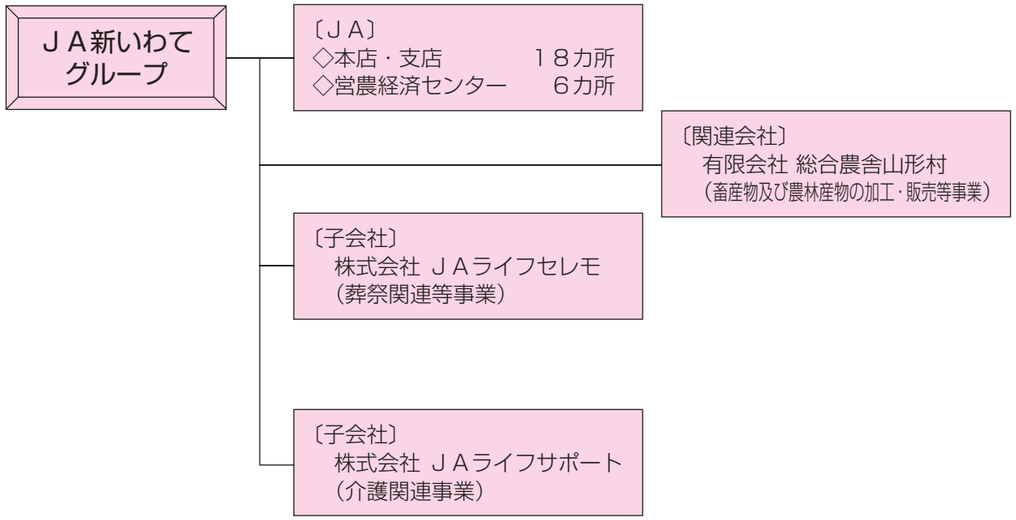

⑵　子会社等の状況

名　称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設　立年月日	資本金又は出資金	当JAの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
株式会社 ＪＡライフセレモ	滝沢市鵜飼向新田7-75	葬祭事業及び葬祭関連事業	平成26年3月3日	50,000千円	100%	－
株式会社 ＪＡライフサポート	岩手郡雫石町町裏75-1	介護事業及び介護関連事業	平成30年1月5日	80,000千円	100%	－
有限会社 総合農舎山形村	久慈市山形町霜畑12-105	農畜産物及び農林産物の加工、販売	平成6年2月1日	40,000千円	37.5%	62.5%

⑶　連結事業概況（令和５年度）

◇　連結事業の概況

①　事業の概況

令和５年度の当ＪＡの連結決算は、子会社２社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益３億80百万円、連結当期剰余金２億25百万円、連結純資産113億70百万円、連結総資産2,837億70百万円で、連結自己資本比率は12.06％となりました。

②　連結子会社等の事業概況

ア）株式会社 ＪＡライフセレモ

当社は、葬祭事業、仏壇・仏具・神具・墓石の販売事業等を営み、売上高は８億08百万円を計上し、当期純利益は24百万円となりました。

イ）株式会社 ＪＡライフサポート

当社は、介護及び関連事業を営み、売上高は４億16百万円を計上し、当期純損失は17百万円となりました。

ウ）有限会社 総合農舎山形村

当社は、畜産物及び農林産物の加工、販売等を営み、売上高は１億67百万円を計上し、当期純利益は31千円となりました。

⑷　最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、％）

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
連結事業収益	25,040	24,161	25,470	69,913	70,949
信用事業収益	2,226	2,036	1,965	1,966	1,967
共済事業収益	1,970	1,804	1,799	1,718	1,548
その他事業収益	20,844	20,321	21,704	66,228	67,434
連結経常利益	669	563	471	371	380
連結当期剰余金	△ 96	416	283	278	225
連結純資産額	14,222	13,678	13,477	11,725	11,370
連結総資産額	268,022	277,951	282,067	282,329	283,770
連結自己資本比率	11.85	12.09	12.09	12.06	12.06

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

⑸　連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	令和４年度（令和５年２月28日）	令和５年度（令和６年２月29日）
（資産の部）		
1．信用事業資産	**256,615,719**	**257,766,102**
(1) 現金及び預金	176,964,653	176,466,758
(2) 有価証券	22,651,240	21,509,180
(3) 貸出金	56,175,945	58,213,682
(4) その他の信用事業資産	1,179,928	1,930,156
(5) 債務保証見返	7,734	6,420
(6) 貸倒引当金	△ 363,781	△ 360,095
2．共済事業資産	**2,442**	**3,121**
(1) その他の共済事業資産	2,442	3,121
3．経済事業資産	**7,860,502**	**8,019,482**
(1) 受取手形及び経済事業未収金	5,337,314	5,668,159
(2) 棚卸資産	1,505,528	1,431,255
(3) その他の経済事業資産	1,283,856	1,303,817
(4) 貸倒引当金	△ 266,197	△ 383,749
4．雑資産	**1,114,933**	**1,027,780**
5．固定資産	**7,298,242**	**7,501,924**
(1) 有形固定資産	7,245,422	7,428,678
減価償却資産	17,889,786	18,331,615
減価償却累計額	△ 15,123,082	△ 15,379,211
土地	4,476,055	4,475,928
建設仮勘定	2,663	345
(2) 無形固定資産	52,820	73,246
6．外部出資	**9,269,404**	**9,269,496**
7．繰延税金資産	**168,403**	**182,990**
資産の部合計	**282,329,649**	**283,770,897**

科目	令和４年度（令和５年２月28日）	令和５年度（令和６年２月29日）
（負債の部）		
1．信用事業負債	**263,550,091**	**265,395,665**
(1) 貯金	260,053,776	261,990,867
(2) 借入金	2,664,051	2,618,408
(3) その他の信用事業負債	824,529	779,970
(4) 債務保証	7,734	6,420
2．共済事業負債	**815,221**	**809,451**
(1) 共済借入金	–	–
(2) 共済資金	354,487	363,927
(3) その他の共済事業負債	460,734	445,524
3．経済事業負債	**3,587,619**	**3,494,505**
(1) 支払手形及び経済事業未払金	2,889,793	2,782,009
(2) その他の経済事業負債	697,826	712,495
4．雑負債	**532,226**	**632,916**
5．諸引当金	**1,629,968**	**1,579,761**
(1) 賞与引当金	136,584	125,238
(2) 退職給付に係る負債	1,493,383	1,454,523
6．繰延税金負債	**0**	**0**
7．再評価に係る繰延税金負債	**488,905**	**487,844**
負債の部合計	**270,604,032**	**272,400,145**
（純資産の部）		
1．組合員資本	**12,821,877**	**12,848,109**
(1) 出資金	7,084,011	6,927,538
(2) 資本剰余金	911,258	911,258
(3) 利益剰余金	5,028,874	5,218,484
(4) 処分未済持分	△ 202,267	△ 209,171
2．評価・換算差額等	**△ 1,096,260**	**△ 1,477,357**
(1) その他有価証券評価差額金	△ 1,832,122	△ 2,177,548
(2) 土地再評価差額金	797,886	798,947
(3) 退職給付に係る調整累計額	△ 62,025	△ 98,756
純資産の部合計	**11,725,616**	**11,370,752**
負債及び純資産の部合計	**282,329,649**	**283,770,897**

⑹　連結損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和４年度（自令和4年3月1日 至令和5年2月28日）	令和５年度（自令和5年3月1日 至令和6年2月29日）
1．事業総利益	**7,004,380**	**6,919,586**
事業収益	69,913,112	70,949,254
事業費用	62,908,732	64,029,667
(1)　信用事業収益	1,966,415	1,967,889
資金運用収益	1,765,047	1,747,555
（うち預金利息）	793,638	792,221
（うち有価証券利息）	162,754	123,021
（うち貸出金利息）	785,372	797,542
（うちその他受入利息）	23,280	34,770
役務取引等収益	150,646	160,615
その他事業直接収益	–	–
その他経常収益	50,720	59,717
(2)　信用事業費用	217,198	230,708
資金調達費用	25,717	23,056
（うち貯金利息）	17,090	15,961
（うち給付補填備金繰入）	330	253
（うち譲渡性貯金利息）	–	–
（うち借入金利息）	3,034	2,556
（うちその他支払利息）	5,263	4,285
役務取引等費用	44,814	46,060
その他事業直接費用	–	–
その他経常費用	146,666	161,590
（うち貸出金償却）	252	419
信用事業総利益	**1,749,216**	**1,737,180**
(3)　共済事業収益	1,718,192	1,548,660
共済付加収入	1,621,135	1,483,061
その他の収益	97,056	65,599
(4)　共済事業費用	70,662	66,328
共済推進費及び共済保全費	69,856	65,670
その他の費用	805	658
共済事業総利益	**1,647,530**	**1,482,332**
(5)　購買事業収益	19,135,825	19,404,150
購買品供給高	18,353,368	18,549,094
購買手数料	399,447	403,071
その他の収益	383,010	451,985
(6)　購買事業費用	17,494,242	17,703,991
購買品供給原価	17,151,354	17,218,168
購買品供給費	239,503	268,573
その他の費用	103,384	217,249
購買事業総利益	**1,641,583**	**1,700,159**

科　　目	令和４年度（自令和4年3月1日 至令和5年2月28日）	令和５年度（自令和5年3月1日 至令和6年2月29日）
(7)　販売事業収益	44,432,259	45,348,662
買取販売品販売高	43,237,165	44,074,981
販売手数料	848,142	864,011
その他の収益	346,951	409,670
(8)　販売事業費用	43,548,912	44,396,296
買取販売品販売原価	43,224,217	44,065,343
販売費	24,073	24,129
その他の費用	300,622	306,823
販売事業総利益	**883,347**	**952,366**
(9)　その他の事業収益	2,660,419	2,679,890
(10)　その他の事業費用	1,577,716	1,632,342
その他事業総利益	**1,082,702**	**1,047,547**
2．事業管理費	**6,841,990**	**6,673,446**
(1)　人件費	4,277,949	4,231,008
(2)　その他事業管理費	2,564,040	2,442,437
事業利益	**162,390**	**246,140**
3．事業外収益	**239,823**	**177,038**
(1)　受取雑利息	19,887	25,591
(2)　受取出資配当金	151,378	89,137
(3)　持分法による投資益	–	–
(4)　その他事業外収益	68,556	62,309
4．事業外費用	**30,698**	**42,198**
(1)　支払雑利息	2,082	459
(2)　持分法による投資損	–	–
(3)　その他事業外費用	28,616	41,738
経常利益	**371,514**	**380,980**
5．特別利益	**327,533**	**324,080**
(1)　固定資産処分益	42,829	163
(2)　その他特別利益	284,703	323,917
6．特別損失	**330,408**	**330,552**
(1)　固定資産処分損	7,941	941
(2)　減損損失	1,591	127
(3)　その他特別損失	320,874	329,483
税引前当期利益	**368,639**	**374,509**
法人税、住民税及び事業税	57,272	164,065
法人税等調整額	32,765	△ 14,586
当期剰余金	**278,601**	**225,029**

⑺　連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	令和４年度（自　令和4年3月1日 至　令和5年2月28日）	令和５年度（自　令和5年3月1日 至　令和6年2月29日）
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	368,639	374,509
減価償却費	564,860	445,053
減損損失	1,591	127
連結調整勘定償却額	–	–
貸倒引当金の増減額	34,234	113,867
賞与引当金の増減額	△ 7,809	△ 11,346
退職給付に係る負債等の増減額	△ 154,958	△ 75,591
役員退任給与積立金の増加額	–	–
信用事業資金運用収益	△ 1,765,047	△ 1,747,555
信用事業資金調達費用	65,269	64,832
共済貸付金利息	–	–
共済借入金利息	–	–
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 171,266	△ 114,728
支払雑利息	2,082	459
為替差損益	–	–
有価証券関係損益	△ 11,874	806,050
金銭の信託の運用損益	–	–
固定資産売却損益	△ 34,888	777
持分法による投資損益	–	–
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減	△ 2,845,250	△ 2,037,737
預金の純増減	△ 666,000	△ 220,000
貯金の純増減	2,401,896	1,937,090
信用事業借入金の純増減	△ 70,405	△ 45,642
その他の信用事業資産の純増減	△ 17,971	△ 748,525
その他の信用事業負債の純増減	△ 775,172	△ 36,323
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増減	–	–
共済借入金の純増減	–	–
共済資金の純増減	197,565	9,439
未経過共済付加収入の純増減	△ 25,541	△ 15,210
その他共済事業資産の増減額	1,038	△ 679
その他共済事業負債の増減額	–	–
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 963,228	△ 330,845
経済受託債権の純増減	36,762	△ 119,890
棚卸資産の純増減	△ 13,044	74,272
支払手形及び経済事業未払金の純増減	458,008	△ 107,783
経済受託債務の純増減	6,679	82,430
その他経済事業資産の純増減	△ 21,303	99,929
その他経済事業負債の純増減	41,470	△ 67,761
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増減	205,994	87,153
その他の負債の純増減	△ 213,405	157,831
未払消費税等の増減額	165,744	△ 180,131
信用事業資金運用による収入	1,785,792	1,745,879
信用事業資金調達による支出	△ 49,433	△ 73,095
共済貸付金利息による収入	–	–
共済借入金利息による支出	–	–
事業の利用分量に対する配当金の支払額	–	–
役員賞与の支払額	–	–
小　　計	△ 1,468,971	66,856
雑利息及び出資配当金の受取額	171,266	114,728
雑利息の支払額	△ 2,082	△ 459
法人税等の支払額	△ 74,345	△ 69,473
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,374,132	111,652
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,622,880	△ 10,000
有価証券の売却による収入	–	–
有価証券の償還による収入	–	–
金銭の信託の増加による支出	–	–
金銭の信託の減少による収入	–	–
補助金の受入れによる収入	–	–
固定資産の取得による支出	△ 519,513	△ 934,610
固定資産の売却による収入	371,566	284,970
外部出資による支出	391	491
外部出資による臨時損失	–	–
外部出資の売却等による収入	–	–
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,770,435	△ 659,149
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	–	–
出資の増額による収入	133,890	108,921
出資の払戻しによる支出	△ 282,766	△ 265,616
持分の取得による支出	△ 114,617	△ 89,570
持分の譲渡による収入	141,641	111,287
出資配当金の支払額	△ 69,613	△ 35,420
少数株主への配当金支払額	–	–
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 191,466	△ 170,398
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	–	–
5　現金及び現金同等物の増加額（または減少額）	△ 3,336,034	△ 717,895
6　現金及び現金同等物の期首残高	7,020,058	4,684,023
7　現金及び現金同等物の期末残高	3,684,023	3,966,128

⑻　連結注記表

令和４年度注記表

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

連結される子会社等・・・・・２社
　株式会社ＪＡライフセレモ
　株式会社ＪＡライフサポート

２．持分法の適用に関する事項

持分法非適用の関連法人等・・・・・１社
　有限会社総合農舎山形村

３．連結される子会社等の事業年度等に関する事項

連結される子会社等の決算日は次のとおりです。
　２月末　　株式会社ＪＡライフセレモ
　　株式会社ＪＡライフサポート

４．のれんの償却方法及び償却期間

該当の事項はありません。

５．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

６．連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

⑴　連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

⑵　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	176,964百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△172,280百万円
現金及び現金同等物	4,684百万円

Ⅱ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

⑴　**子会社株式及び関連会社株式**：移動平均法による原価法

⑵　**その他有価証券**

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの：移動平均法による原価法

令和５年度注記表

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

連結される子会社等・・・・・２社
　株式会社ＪＡライフセレモ
　株式会社ＪＡライフサポート

２．持分法の適用に関する事項

持分法非適用の関連法人等・・・・・１社
　有限会社総合農舎山形村

３．連結される子会社等の事業年度等に関する事項

連結される子会社等の決算日は次のとおりです。
　２月末　　株式会社ＪＡライフセレモ
　　株式会社ＪＡライフサポート

４．のれんの償却方法及び償却期間

該当の事項はありません。

５．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

６．連結キャッシュフロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

⑴　連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

⑵　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	176,466百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△171,500百万円
現金及び現金同等物	4,966百万円

Ⅱ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

⑴　**満期保有目的の債券**：償却原価法（定額法）

⑵　**子会社株式及び関連会社株式**：移動平均法による原価法

⑶　**その他有価証券**

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの：移動平均法による原価法

令和４年度注記表

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

３．固定資産の減価償却の方法

⑴　**有形固定資産（リース資産を除く）**

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

⑵　**無形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しています。

⑶　**リース資産**

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

４．引当金の計上基準

⑴　**貸倒引当金**

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近３年間の返済実績と将来３年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

令和５年度注記表

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

３．固定資産の減価償却の方法

⑴　**有形固定資産（リース資産を除く）**

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

⑵　**無形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しています。

⑶　**リース資産**

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

４．引当金の計上基準

⑴　**貸倒引当金**

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近３年間の返済実績と将来３年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

令和４年度注記表	令和５年度注記表
⑵　賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ⑶　退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。	⑵　賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ⑶　退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
５．収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ⑴　購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑵　販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑶　保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 ⑷　加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す	**５．収益及び費用の計上基準** 当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ⑴　購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑵　販売事業 組合員が生産した農畜産物を当ＪＡが集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑶　保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 ⑷　加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑸　利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を

令和４年度注記表	令和５年度注記表
義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑸　利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑹　農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑺　指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑹　農産物直売事業 地域の組合員・消費者等に農畜産物等を供給する事業であり、農畜産物等を組合員・消費者等に引き渡す義務を負っています。この組合員・消費者等に対する履行義務は、農畜産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑺　指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
６．消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。	**６．消費税及び地方消費税の会計処理の方法** 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
７．決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「０」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。	**７．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法** 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額はその内訳金額の合計と一致しない場合があります。また、金額千円未満の科目については「０」、取引はあるが期末に残高が無い科目は「－」で表示をしています。
８．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ⑴　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 ⑵　米共同計算 当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。	**８．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項** ⑴　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。 よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 ⑵　米共同計算 当ＪＡは生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売をＪＡが行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っています。

令和４年度注記表	令和５年度注記表
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 **⑶　預託家畜** 当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を貸借対照表の経済事業資産（経済事業未収金）に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産（全農預託債権）に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債（全農預託負債）に計上しています。 **⑷　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について** 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 **Ⅲ　会計方針の変更に関する注記** **⑴　収益認識に関する会計基準** 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 ①代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配	共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当ＪＡが受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 **⑶　預託家畜** 当ＪＡは、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当ＪＡから当該組合員への（金銭）債権を貸借対照表の経済事業資産（経済事業未収金）に計上しています。 なお、当該素牛の所有権は担保のため当ＪＡに留保しています。当ＪＡは、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しています。 また、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しています。 さらに、全農岩手県本部が行う預託家畜事業における当該組合員への金銭債権を貸借対照表の経済事業資産（全農預託債権）に、全農岩手県本部への金銭債務を経済事業負債（全農預託負債）に計上しています。 **⑷　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について** 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 **Ⅲ　会計方針の変更に関する注記** **⑴　時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用** 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

令和４年度注記表	令和５年度注記表
していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 ②　カントリーエレベーター利用料の収益認識 利用事業のうちカントリーエレベーターの利用料の一部については、従来は年産の荷受終了後に収益を認識していましたが、調製料については籾摺り時点で収益を認識する方法に変更しています。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。 この結果、利益剰余金の当期首残高は10,353千円減少しています。また、当事業年度の事業収益が10,403,883千円、事業費用が10,404,280千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ397千円増加しています。 **⑵　時価の算定に関する会計基準** 当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。 **Ⅳ　会計上の見積りに関する注記** **⑴　繰延税金資産の回収可能性** ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産　168,403千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和２年２月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が	**Ⅳ　会計上の見積りに関する注記** **⑴　繰延税金資産の回収可能性** ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産　182,990千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和６年度（第28年度）事業計画を基礎として、当ＪＡが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された

令和４年度注記表

変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵　固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　1,591千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和２年２月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

⑶　貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　626,663千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「Ⅱ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「４．引当金の計上基準」の「⑴貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅴ　貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、8,691,819千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 4,608,657千円、機械及び装置 2,426,936千円、構築物ほか 1,656,225千円

令和５年度注記表

場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵　固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　127千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ･フローについては、令和６年度（第28年度）事業計画を基礎として算出しており、令和６年度事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

⑶　貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　741,239千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算定方法は、「Ⅱ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「４．引当金の計上基準」の「⑴貸倒引当金」に記載しています。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅴ　貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、9,010,258千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 4,754,756千円、機械及び装置 2,597,871千円、構築物ほか 1,657,630千円

令和４年度注記表

２．担保に供している資産

（単位：千円）

担保に供している資産		担保に係る債務	
種　類	期末帳簿価額	内　　容	期末残高
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	―
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	―
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	1,200	軽米町指定金融機関保証金	―
現　金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	―
現　金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	―
現　金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	―
現　金	50	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	―
現　金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	8,400,000	ＪＡ岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	37,854
定期預金	10,680,000	ＪＡ岩手県信連からの借入金に係る担保	―
通知預金	2,230,000	ＪＡ岩手県信連からの借入金に係る担保	2,230,000
計	21,326,980		2,267,854

３．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額　2,881千円

子会社等に対する金銭債務の総額　264,847千円

４．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額　66,694千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額　―

５．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ（２）（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は293,518千円、危険債権額は624,335千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

令和５年度注記表

２．担保に供している資産

（単位：千円）

担保に供している資産		担保に係る債務	
種　類	期末帳簿価額	内　　容	期末残高
定期預金	5,000	滝沢市指定金融機関保証金	―
定期預金	5,200	滝沢市上下水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	5,000	雫石町指定金融機関保証金	―
定期預金	200	雫石町水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	1,200	軽米町指定金融機関保証金	―
現　金	100	盛岡市水道事業収納取扱金融機関保証金	―
現　金	100	盛岡市下水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	10	久慈市水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	10	洋野町水道事業収納取扱金融機関保証金	―
現　金	100	二戸市水道事業収納取扱金融機関保証金	―
現　金	50	九戸村水道事業収納取扱金融機関保証金	―
現　金	10	一戸町水道事業収納取扱金融機関保証金	―
定期預金	12,500,000	ＪＡ岩手県信連に対する為替決済保証金に係る担保	39,291
定期預金	10,680,000	ＪＡ岩手県信連からの借入金(当座貸越)に係る担保	―
通知預金	2,230,000	ＪＡ岩手県信連からの借入金に係る担保	2,230,000
計	25,426,980		2,269,291

３．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額　5,559千円

子会社等に対する金銭債務の総額　279,708千円

４．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額　64,657千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額　―

５．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ（２）（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は336,317千円、危険債権額は799,031千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

令和４年度注記表

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は917,854千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

６．土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

⑴　再評価を行った年月日

平成13年２月28日（旧ＪＡ新いわて）
平成14年２月28日（旧ＪＡいわてくじ）
平成12年12月31日（旧ＪＡ北いわて）
平成11年３月31日（旧ＪＡいわて奥中山）

⑵　再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　851,143千円

⑶　同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅵ　損益計算書に関する注記

１．子会社等との取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

⑴　子会社等との取引による収益総額	19,437千円
うち事業取引高	6,241千円
うち事業取引以外の取引高	13,196千円
⑵　子会社等との取引による費用総額	214千円
うち事業取引高	214千円
うち事業取引以外の取引高	―

令和５年度注記表

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は1,135,348千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

６．土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

⑴　再評価を行った年月日

平成13年２月28日（旧ＪＡ新いわて）
平成14年２月28日（旧ＪＡいわてくじ）
平成12年12月31日（旧ＪＡ北いわて）
平成11年３月31日（旧ＪＡいわて奥中山）

⑵　再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　844,811千円

⑶　同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅵ　損益計算書に関する注記

１．子会社等との取引高の総額

⑴　子会社等との取引による収益総額	24,111千円
うち事業取引高	8,922千円
うち事業取引以外の取引高	15,189千円
⑵　子会社等との取引による費用総額	154千円
うち事業取引高	154千円
うち事業取引以外の取引高	―

令和４年度注記表

２．減損損失に関する注記

⑴　グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでＪＡ全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。

⑵　減損損失を認識した資産又はグループについては、その用途、種類、場所などの概要

当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	そ の 他
旧好摩支所関連	遊休資産	土地	業務外固定資産
寺田資材店舗関連	遊休資産	土地	業務外固定資産
一方井支所（旧農薬庫）	遊休資産	土地	業務外固定資産

⑶　減損損失の認識に至った経緯

すでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落により減損損失を認識しました。

⑷　減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場　所	金　額	内　訳	
旧好摩支所関連	690千円	土地	690千円
寺田資材店舗関連	751千円	土地	751千円
一方井支所（旧農薬庫）	150千円	土地	150千円
合　計	1,591千円		

⑸　回収可能価額の算出方法

回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.1％です。

Ⅶ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や受益証券の有価証券による運用を行っています。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、

令和５年度注記表

２．減損損失に関する注記

⑴　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当ＪＡでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所については独立したキャッシュ・フローを生み出さないこと、営農経済センターについては指導機能を有することや複数の営農経済センターでＪＡ全体をカバーすることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した資産は、以下のとおりです。

場　所	用　途	種　類	そ の 他
宇部ふれあい店関連	遊休資産	土地	業務外固定資産

⑵　減損損失の認識に至った経緯

すでに減損損失処理を行っていましたが、土地の時価下落により減損損失を認識しました。

⑶　減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

宇部ふれあい店関連	127千円（土地127千円）
合　計	127千円（土地127千円）

⑷　回収可能価額の算出方法

回収可能価額は、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっています。なお、使用価値に適用した割引率は6.3％です。

Ⅶ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岩手県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、受益証券等の有価証券による運用を行っています。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、

令和４年度注記表

貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持･向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯

令和５年度注記表

貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持･向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯

令和４年度注記表

金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00％上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,404,104千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用･調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

⑴　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	174,901,024	174,877,717	△ 23,307
有価証券			
その他有価証券	22,651,240	22,651,240	―
貸出金	56,175,945		
貸倒引当金（＊１）	△ 363,781		
貸倒引当金控除後	55,812,163	56,373,416	561,253

令和５年度注記表

金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00％上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,164,600千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用･調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

⑴　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	174,149,300	174,092,082	△ 57,217
有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,920	△ 80
その他有価証券	21,499,180	21,499,180	―
貸出金	58,213,682		
貸倒引当金（＊１）	△ 360,095		
貸倒引当金控除後	57,853,587	58,277,362	423,775

令和４年度注記表

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
経済事業未収金	5,457,731		
貸倒引当金（＊２）	△ 262,881		
貸倒引当金控除後	5,194,850	5,194,850	—
外部出資	1,033	1,033	—
資産計（＊３）	258,560,310	259,098,256	537,946
貯金	260,306,979	260,236,812	△ 70,166
借入金	2,664,051	2,638,530	△ 25,520
経済事業未払金	2,850,263	2,850,263	—
負債計（＊３）	265,821,294	265,725,607	△ 95,687

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊３）上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。

⑵　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和５年度注記表

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
経済事業未収金	5,588,484		
貸倒引当金（＊２）	△ 381,143		
貸倒引当金控除後	5,207,341	5,207,341	—
外部出資	1,616	1,616	—
資産計（＊３）	258,721,025	259,087,503	366,478
貯金	262,244,069	262,131,620	△ 112,449
借入金	2,618,408	2,591,671	△ 26,737
経済事業未払金	2,737,707	2,737,707	—
負債計（＊３）	267,600,185	267,460,999	△ 139,186

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊３）上記の表の資産計及び負債計は金融商品にかかる合計額であり、貸借対照表の金額とは一致しません。

⑵　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和４年度注記表

④　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③　経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶　市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは⑴の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資（＊）	9,398,370千円

（＊）外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

⑷　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内
預　　金	174,901,024	—	—
有　価　証　券	—	1,091,830	2,411,600
その他有価証券のうち満期があるもの	—	1,091,830	2,411,600
貸出金（＊1，2，3）	8,813,244	4,616,866	4,011,170
経済事業未収金（＊４）	4,943,640	—	—
合　　計	188,976,634	5,708,696	6,422,770

令和５年度注記表

④　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当ＪＡの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③　経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶　市場価格のない株式等は、次のとおりであり、これらは⑴の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資（＊）	9,397,879千円

（＊）外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

⑷　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内
預　　金	174,149,300	—	—
有　価　証　券	—	2,348,650	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	2,348,650	—
貸出金（＊1，2，3）	9,248,643	4,609,306	4,060,597
経済事業未収金（＊４）	4,841,309	—	—
合　　計	188,239,252	6,957,956	4,060,597

令和４年度注記表

	３年超 ４年以内	6, 422, 770	５年超
預　　金	－	－	－
有　価　証　券	－	－	20,316,910
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－	20,316,910
貸出金（＊1，2，3）	3,473,253	2,984,919	31,536,574
経済事業未収金（＊４）	－	－	－
合　　計	3,473,253	2,984,919	51,853,484

（＊１）貸出金のうち、当座貸越 3, 765, 901千円（融資型を除く）については、「１年以内」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等372, 441千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

（＊３）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件48, 748千円は、償還日が特定できないため含めていません。

（＊４）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等514, 091千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

⑸　借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内
貯　　金（＊１）	251,404,240	4,340,757	2,908,639
借　　入　　金	70,342	2,284,502	37,795
合　　計	251,474,582	6,625,259	2,946,435

	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯　　金（＊１）	646,443	729,084	277,813
借　　入　　金	26,735	19,316	225,359
合　　計	673,178	748,400	503,173

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については、「１年以内」に含めています。

Ⅷ　有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

⑴　その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式（外部出資）	1,033	796	237
	国　債	2,140,550	2,014,939	125,610
	受益証券	302,130	300,000	2,130
	小　計	2,443,713	2,315,735	127,977

令和５年度注記表

	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預　　金	－	－	－
有　価　証　券	－	2,600,100	17,911,050
満期保有目的の債券	－	10,000	－
その他有価証券のうち満期があるもの	－	2,590,100	17,911,050
貸出金（＊1，2，3）	3,542,847	2,907,406	33,400,639
経済事業未収金（＊４）	－	－	－
合　　計	3,542,847	5,507,506	51,311,689

（＊１）貸出金のうち、当座貸越3, 952, 110千円（融資型を除く）については、「１年以内」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、３か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等394, 950千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

（＊３）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件49, 291千円は、償還日が特定できないため含めていません。

（＊４）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等747, 175千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

⑸　借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内
貯　　金（＊１）	253,685,305	3,431,086	3,412,476
借　　入　　金	2,284,379	37,590	26,694
合　　計	255,969,685	3,468,676	3,439,171

	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯　　金（＊１）	745,869	657,655	311,675
借　　入　　金	19,275	13,220	237,249
合　　計	765,144	670,875	548,924

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については、「１年以内」に含めています。

Ⅷ　有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

⑴　満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　　類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	10,000	9,920	△ 80
合　　計		10,000	9,920	△ 80

令和４年度注記表

種　　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	13,190,350	14,568,660	△1,378,310
	受益証券	7,018,210	7,600,000	△581,790
	小　計	20,208,560	22,168,660	△1,960,100
合　　計		22,652,273	24,484,395	△1,832,122

（＊）上記の差額△1, 832, 122千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

２．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

４．当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

Ⅸ　退職給付に関する注記

１．退職給付に関する注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4, 679, 373千円
勤務費用	188, 532千円
利息費用	4, 587千円
数理計算上の差異の発生額	△ 8, 070千円
退職給付の支払額	△ 518, 389千円
期末における退職給付債務	4, 346, 033千円

⑶　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3, 049, 935千円
期待運用収益	18, 299千円
数理計算上の差異の発生額	△ 1, 413千円
特定退職共済制度への拠出金	150, 459千円
退職給付の支払額	△ 355, 576千円
期末における年金資産	2, 861, 703千円

令和５年度注記表

⑵　その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式（外部出資）	1,616	796	820
	国　債	2,116,770	2,013,658	103,111
	小　計	2,118,386	2,014,455	103,931
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	13,032,610	14,563,890	△1,531,280
	受益証券	6,349,800	7,100,000	△750,200
	小　計	19,382,410	21,663,890	△2,281,480
合　　計		21,500,796	23,678,345	△2,177,548

２．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種　類	売却額	売却益	売却損
受　益　証　券	777,603	—	22,396
合　　計	777,603	—	22,396

４．当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

Ⅸ　退職給付に関する注記

１．退職給付に関する注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、一般社団法人岩手県農業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4, 346, 033千円
勤務費用	192, 129千円
利息費用	15, 572千円
数理計算上の差異の発生額	△ 19, 202千円
退職給付の支払額	△ 378, 775千円
期末における退職給付債務	4, 155, 757千円

⑶　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2, 861, 703千円
期待運用収益	17, 170千円
数理計算上の差異の発生額	△ 700千円
特定退職共済制度への拠出金	144, 749千円
退職給付の支払額	△ 261, 872千円
期末における年金資産	2, 761, 050千円

令和４年度注記表

⑷　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,346,033千円
特定退職共済制度	△ 2,861,703千円
未積立退職給付債務	1,484,330千円
未認識数理計算上の差異	△ 62,025千円
貸借対照表計上額純額	1,422,305千円
退職給付引当金	1,422,305千円

⑸　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	188,532千円
利息費用	4,587千円
期待運用収益	△ 18,299千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 15,903千円
合計	158,916千円

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.2 %
現金及び預金	8.6 %
退職共済年金預け金	26.0 %
その他	2.2 %
合計	100.0 %

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑻　割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.8 %
長期期待運用収益率	0.6 %
数理計算上の差異の処理年数	10 年

2．特例業務負担金の将来見込額

法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金（51,450千円）を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和４年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、556,448千円となっています。

Ⅹ　税効果会計に関する注記

1．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	932千円
賞与引当金	39,707千円
貸倒引当金有税分	112,096千円
貸付金未収利息未計上	1,605千円
退職給付引当金	392,556千円
減価償却有税分	161,607千円
土地減損分	84,424千円
外部出資	1,181千円
定期貯金（睡眠口座）	322千円
貸倒損失否認	5,816千円
その他有価証券差額金	505,665千円
前払費用	2,779千円
その他	2,849千円
繰延税金資産小計	1,311,545千円
評価性引当額	△ 1,143,141千円
繰延税金資産合計	168,403千円

⑵　法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.60 %
（調整）	
交際費の損金不算入額	0.27 %
受取配当金の損金不算入額	△ 5.79 %
住民税均等割額	8.28 %
評価性引当額の増減	△ 11.13 %
税額特別控除	△ 1.48 %
その他	△ 0.81 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	21.53 %

Ⅺ　収益認識に関する注記

「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記　5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅻ　その他の注記

1．資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和５年度注記表

⑷　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,155,757千円
特定退職共済制度	△ 2,761,050千円
未積立退職給付債務	1,394,707千円
未認識数理計算上の差異	△ 49,378千円
貸借対照表計上額純額	1,345,329千円
退職給付引当金	1,345,329千円

⑸　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	192,129千円
利息費用	15,572千円
期待運用収益	△ 17,170千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 5,85千円
合計	184,677千円

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	62.9 %
現金及び預金	6.2 %
退職共済年金預け金	27.1 %
その他	3.8 %
合計	100.0 %

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑻　割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.0 %
長期期待運用収益率	0.6 %
数理計算上の差異の処理年数	10 年

2．特例業務負担金の将来見込額

法定福利費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金49,794千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和５年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、471,465千円となっています。

Ⅹ　税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,464千円
賞与引当金	35,957千円
貸倒引当金有税分	170,396千円
貸付金未収利息未計上	1,695千円
退職給付引当金	371,310千円
減価償却有税分	152,296千円
土地減損	84,454千円
外部出資	1,181千円
定期貯金（睡眠口座）	322千円
貸倒損失否認	5,789千円
その他有価証券評価差額金	601,003千円
前払費用	5,861千円
その他	1,483千円
繰延税金資産小計	1,439,217千円
評価性引当額	△ 1,256,226千円
繰延税金資産合計	182,990千円

2．法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.60 %
（調整）	
交際費の損金不算入額	1.15 %
受取配当金の損金不算入額	△ 3.46 %
住民税均等割額	8.34 %
評価性引当額の増減	5.04 %
その他	△ 0.38 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.29 %

Ⅺ　収益認識に関する注記

「Ⅱ　重要な会計方針に係る事項に関する注記　5．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅻ　「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当ＪＡは、二戸支所等一部の施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

⑼　連結剰余金計算書

（単位：千円）

科　　目	令和４年度		令和５年度	
資本剰余金の部				
１．資本剰余金期首残高		911,258		911,258
２．資本剰余金期末残高		911,258		911,258
利益剰余金の部				
１．利益剰余金期首残高		4,819,299		5,028,874
２．利益剰余金増加高		279,188		225,029
当期剰余金	278,601		225,029	
土地再評価差額金取崩	587		0	
３．利益剰余金減少高		69,613		35,420
支払配当金	69,613		35,420	
４．利益剰余金期末残高		5,028,874		5,218,484

⑽　農協法に基づく開示債権（法定）

（単位：百万円）

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	４年度	293	87	74	131	292
	５年度	336	87	127	120	336
危険債権	４年度	624	79	457	72	608
	５年度	799	105	518	157	780
要管理債権	４年度	—	—	—	—	—
	５年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	４年度	—	—	—	—	—
	５年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	４年度	—	—	—	—	—
	５年度	—	—	—	—	—
小計	４年度	917	166	531	203	900
	５年度	1,135	192	646	278	1,117
正常債権	４年度	50,806				
	５年度	57,129				
合計	４年度	51,723				
	５年度	58,265				

（注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
２．危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
３．要管理債権
４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
４．三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
５．貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
６．正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑾　連結事業年度の事業別経常収益等

（単位：千円）

区　分	項　目	令和４年度	令和５年度
信用事業	事業収益	1,966,415	1,967,889
	経常利益	360,918	324,886
	資産の額	256,615,719	257,766,102
共済事業	事業収益	1,718,192	1,548,660
	経常利益	617,487	501,644
	資産の額	2,442	3,121
その他事業	事業収益	66,228,505	67,432,705
	経常利益	△615,984	△467,955
	資産の額	25,711,488	26,001,674
計	事業収益	69,913,112	70,949,254
	経常利益	362,421	358,575
	資産の額	282,329,649	283,770,897

２．連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和６年２月末における連結自己資本比率は、13.28％となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	新岩手農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,927百万円（前年度7,084百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

⑴　自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、%）

項　　目	令和４年度	令和５年度
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,787	12,814
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,995	7,838
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	5,028	5,218
うち、外部流出予定額　（△）	34	33
うち、上記以外に該当するものの額	△ 202	△ 209
コア資本に算入される評価・換算差額等	△ 62	△ 62
うち、退職給付に係るものの額	△ 62	△ 62
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	114	28
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	176	90
うち、適格引当金コア資本算入額	△ 62	△ 62
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	115	57
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	13,018	12,900
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	32	48
うち、のれんに係るもの（のれん相当額を含む）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32	48
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	32	48
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	12,986	12,852
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	96,441	85,930
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,286	1,286
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,286	1,286
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,184	10,798
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	107,625	96,729
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.06	13.28

（注）１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
２．当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
３．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

⑵　自己資本の充実度に関する事項

①　信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和４年度 エクスポジャーの期末残高	令和４年度 リスク・アセット額 a	令和４年度 所要自己資本額 b=a×4%	令和５年度 エクスポジャーの期末残高	令和５年度 リスク・アセット額 a	令和５年度 所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,059	－	－	2,303	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,360	－	－	15,179	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	4,502	－	－	3,849	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	174,810	34,962	1,398	174,056	34,811	1,392
法人等向け	199	144	5	182	142	5
中小企業等向け及び個人向け	27,561	18,597	743	29,321	7,962	318
抵当権付住宅ローン	1,292	447	17	1,142	260	10
不動産取得等事業向け	53,	51	2	43	43	1
三月以上延滞等	1,491	1,584	63	1,933	1,781	71
取立未済手形	33	6	0	27	5	0
信用保証協会等保証付	21,616	2,130	85	22,657	2,232	89
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
出資等	1,548	1,548	61	1,549	1,549	61
（うち出資等のエクスポージャー）	1,548	1,548	61	1,549	1,549	61
（うち重要な出資のエクスポージャー）						
上記以外	23,844	35,675	1,427	24,287	35,847	1,433
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）						
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,720	19,301	772	7,720	19,301	772
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	180	451	18			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）						
（うち上記以外のエクスポージャー）	15,943	15,922	636	16,567	16,546	661
証券化						
（うちＳＴＣ要件適用分）						
（うち非ＳＴＣ適用分）						
再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,895	5	0	7,116	8	0
（うちルックスルー方式）	7,895	5	0	7,116	8	0
（うちマンデート方式）						
（うち蓋然性方式250%）						
（うち蓋然性方式400%）						
（うちフォールバック方式）						
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、されるものの額	－	1,286	51	－	1,286	51
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）						
上記以外						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	283,557	96,441	3,857	284,937	85,930	3,437
CVAリスク相当額÷8%	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	283,557	96,441	3,857	284,937	85,930	3,437
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		11,184	447		10,798	431
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		107,625	4,305		96,729	3,869

（注）１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
４．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
５．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
６．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
７．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
８．当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

⑶　信用リスクに関する事項

①　リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．10）をご参照ください。

②　標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付け等は、単体の開示内容（ｐ．69）をご参照ください。

③　信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和４年度					令和５年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国　内		275,131	56,226	16,613	—	1,491	277,453	58,273	16,617	—	1,945
国　外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		275,131	56,226	16,613	—	1,491	277,453	58,273	16,617	—	1,945
法人	農　業	2,356	2,089	—	—	464	2,504	2,265	—	—	437
	林　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	190	190	—	—	—	181	181	—	—	—
	鉱　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設･不動産業	92	32	—	—	—	89	89	—	—	—
	電気･ガス･熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	182,560	—	—	—	—	181,803	—	—	—	—
	卸売･小売･飲食･サービス業	208	208	—	—	—	208	208	—	—	—
	日本国政府･地方公共団体	21,146	4,533		—	—	20,480	3,864	16,617	—	—
	上記以外	1,827	148	—	—	—	1,814	135	—	—	—
個　人		49,474	48,964	—	—	870	52,287	51,527	—	—	1,222
その他		17,275	—	—	—	—	18,081	—	—	—	—
業種別残高計		275,131	56,226	16,613	—	1,335	277,453	58,273	16,617	—	1,660
1年以下		178,381	3,574	—	—		177,802	3,748	—	—	
1年超3年以下		2,771	2,771	—	—		2,841	2,841	—	—	
3年超5年以下		4,835	4,835	—	—		4,198	4,198	—	—	
5年超7年以下		3,827	3,827	—	—		3,817	3,817	—	—	
7年超10年以下		4,818	3,818	999	—		5,727	4,119	1,607	—	
10年超		51,079	35,466	15,613	—		52,7198	37,718	14,999	—	
期限の定めのないもの		29,416	1,932	—	—		30,346	1,838	—	—	
残存期間別残高計		275,131	56,226	16,613	—		277,453	58,273	16,617	—	

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ･バランスシート･エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④　信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

（単位：百万円）

		令和４年度			令和５年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト０％	—	24,286	24,286	—	23,777	23,777
	リスク・ウエイト２％	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト４％	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト１０％	—	21,309	21,309	—	22,352	22,352
	リスク・ウエイト２０％	—	177,121	177,121	—	199,217	199,217
	リスク・ウエイト３５％	—	1,278	1,278	—	213	213
	リスク・ウエイト５０％	—	1,151	1,151	—	1,084	1,084
	リスク・ウエイト７５％	—	23,671	23,671	—	3,713	3,713
	リスク・ウエイト１００％	—	18,716	18,716	—	19,696	19,696
	リスク・ウエイト１５０％	—	982,326	982,326	—	964	964
	リスク・ウエイト２５０％	—	7,901	7,901	—	7,720	7,720
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト１２５０％		—	—	—	—	—	—
計		—	276,417	276,417	—	278,740	278,740

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
３．経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
４．1250％には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット･デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク･ウエイト1250％を適用したエクスポージャーがあります。

⑷　信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．70）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　　分	令和４年度			令和５年度		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	55	—	—	40	—	—
中小企業等向け及び個人向け	153	3,162	—	143	24,941	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	928	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	1	—	—	83	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算期間関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1	—	—	1,601	—
合　　計	208	3,166	—	183	25,955	—

（注）１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
２．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。
３．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

⑸ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

⑹ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

⑺ オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．70）をご参照ください。

⑻ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．72）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和４年度		令和５年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　　場	—	—	—	—
非　上　場	1,678	1,678	1,679	1,679
合　　計	1,678	1,678	1,679	1,679

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和４年度			令和５年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和４年度		令和５年度	
評　価　益	評　価　損	評　価　益	評　価　損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和４年度		令和５年度	
評　価　益	評　価　損	評　価　益	評　価　損
—	—	—	—

⑼ 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、ＪＡの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（ｐ．73）をご参照ください。

② 金利ショックに関する事項

（単位：百万円）

ＩＲＲＢＢ１：金利リスク					
項番		⊿ＥＶＥ		⊿ＮＩＩ	
		令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度
1	上方パラレルシフト	2,748	2,367	193	216
2	下方パラレルシフト	0	0	0	4
3	スティープ化	3,199	2,829		
4	フラット化	△ 111	0		
5	短期金利上昇	1,040	904		
6	短期金利低下	1,586	1,542		
7	最大値	3,199	2,829		
		令和４年度		令和５年度	
8	自己資本の額	12,918		12,776	

【財務諸表の正確性等にかかる確認】

確　認　書

1　私は、当ＪＡの令和５年３月１日から令和６年２月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

⑴　業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

⑵　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

⑶　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和６年５月28日

新岩手農業協同組合
代表理事組合長　　苅　谷　雅　行

【役員等の報酬体系】

１．役員

⑴　対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

⑵　役員報酬等の種類、支払総額及び支払い方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬の１種類で、令和５年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法で現金支給しています。

（単位：千円）

対象役員に対する報酬等	支給総額（基本報酬）
	70,588

（注）対象役員は、理事26名、監事８名です。

⑶　対象役員の報酬等の決定等について

①　役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって決めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

２．職員等

⑴　対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和５年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注１）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

（注２）「同等額」は、令和５年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注３）令和５年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

３．その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【JAの概要】

1．機構図

（令和６年４月１日現在）

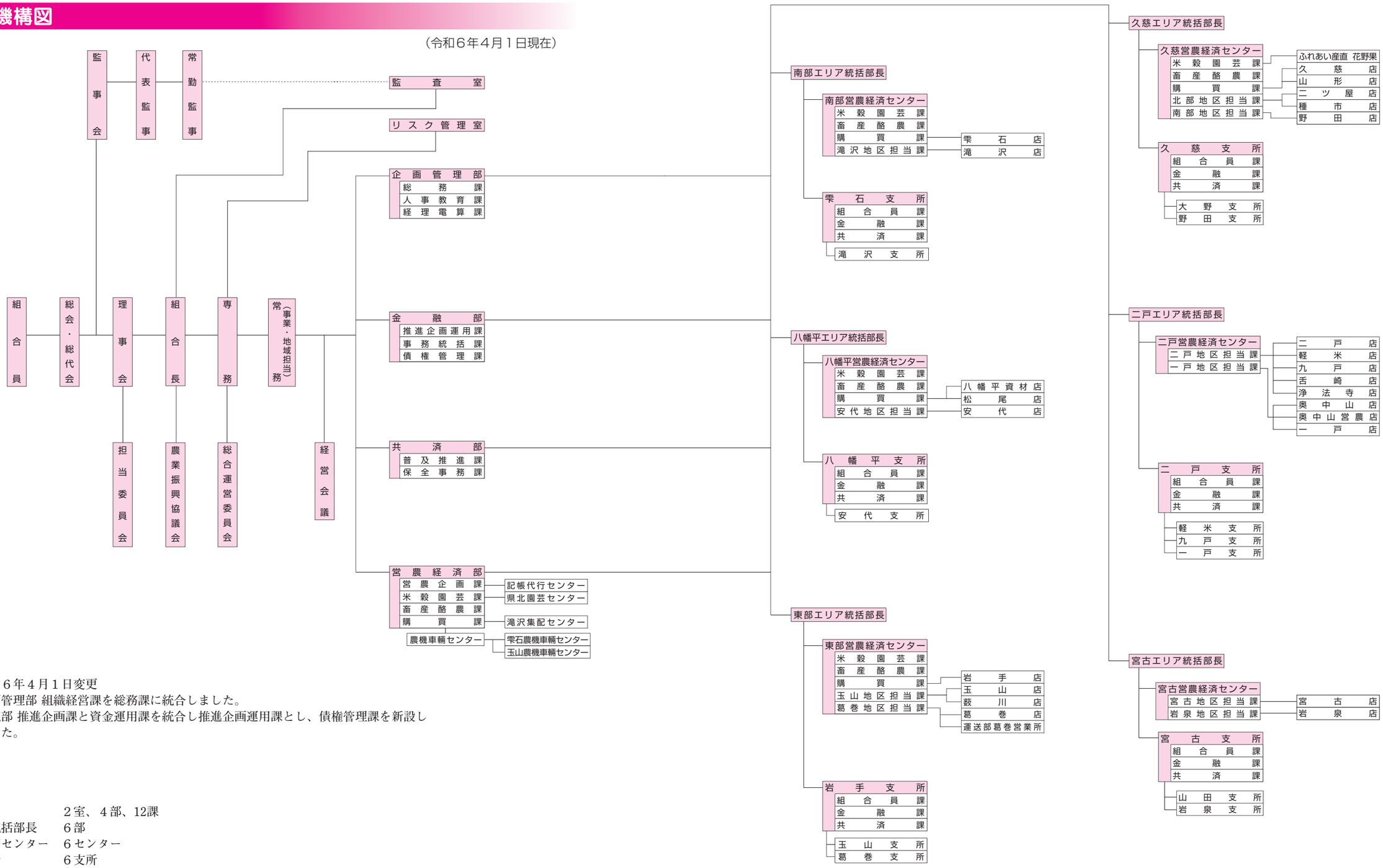

注）令和６年４月１日変更
　○企画管理部 組織経営課を総務課に統合しました。
　○金融部 推進企画課と資金運用課を統合し推進企画運用課とし、債権管理課を新設しました。

本所	２室、４部、12課
エリア統括部長	６部
営農経済センター	６センター
基幹支所	６支所
支所	11支所

2．役員構成（役員一覧）

（令和6年6月1日現在）

役職名	氏　名	常勤･非常勤の別	代表権の有無	摘　要
代表理事組合長	苅谷雅行	常勤	有	実践的能力者
代表理事専務	細川正文	常勤	有	実践的能力者
常務理事	畠山栄一	常勤	無	実践的能力者
常務理事	宇部洋吾	常勤	無	実践的能力者
常務理事	佐藤一志	常勤	無	信用事業担当専任（注1）
理事	滝沢和博	非常勤	無	実践的能力者
理事	八幡勢子	非常勤	無	女性
理事	平谷東英	非常勤	無	認定農業者
理事	辰柳慎一	非常勤	無	認定農業者
理事	北村卓也	非常勤	無	認定農業者
理事	三浦葉子	非常勤	無	女性
理事	遠藤美江子	非常勤	無	女性、実践的能力者
理事	吉清水秀明	非常勤	無	認定農業者
理事	佐藤清悦	非常勤	無	
理事	松村勝彦	非常勤	無	認定農業者
理事	髙橋光廣	非常勤	無	実践的能力者
理事	愛木稔	非常勤	無	認定農業者
理事	石倉一伸	非常勤	無	認定農業者
理事	星征一	非常勤	無	実践的能力者
理事	藤村与志夫	非常勤	無	認定農業者
理事	細川喜市	非常勤	無	認定農業者
理事	合砂哲夫	非常勤	無	認定農業者
理事	下舘進	非常勤	無	認定農業者
理事	阿部剛夫	非常勤	無	認定農業者
理事	田村紀彦	非常勤	無	認定農業者
理事	西野誠	非常勤	無	実践的能力者
代表監事	佐々木由和	非常勤	―	
監事	森田幸一	非常勤	―	
監事	細川祐貞	非常勤	―	
監事	津志田明夫	非常勤	―	
監事	工藤正幸	非常勤	―	
監事	鈴木隆昭	非常勤	―	
常勤監事	高橋清昭	常勤	―	員外監事（注2）、（注3）
監事	猪原崇	非常勤	―	員外監事（注2）

（注1）農協法第30条第3項に定める信用事業を担当する専任の理事です。
（注2）農協法第30条第14項に定める員外監事です。
（注3）農協法第30条第15項に定める常勤監事です。

3．組合員数

（単位：人、団体）

区　分		令和4年度	令和5年度	増　減
正組合員		17,179	16,662	△ 517
	個人	17,019	16,493	△ 526
	法人	160	169	9
准組合員		23,083	23,340	257
	個人	22,382	22,641	259
	法人	701	699	△ 2
合計		40,262	40,002	△ 260

4．組合員組織の状況

（令和６年２月29日現在）

組織名		構成員数
水稲生産部会協議会	水稲	3,815人
	水稲種子	35人
野菜・特産物生産部会協議会	野菜	2,112人
	菌茸	199人
	果樹	406人
花卉生産部会協議会		374人
酪農生産部会協議会	酪農	324人
	牛群改良検定	192人
	ヘルパー利用	230人
肉畜生産部会協議会	和牛	1,105人
	肥育	59人
	短角	123人
その他生産部会		374人
農家組合		840組合
JA青年部		247人
JA女性部		2,039人
年金友の会		26,393人
共済億友会		869人
農業青色申告会		571人

当ＪＡの組合組織を記載しています。

5．地区一覧

（令和６年２月29日現在）

滝沢市	雫石町	八幡平市	岩手町	葛巻町
盛岡市	久慈市	洋野町	野田村	普代村
二戸市	九戸村	軽米町	一戸町	宮古市
田野畑村	岩泉町	山田町		

6．沿革・あゆみ

平成９年	3月	新岩手農業協同組合設立
平成10年	3月	岩手町「水稲種子乾燥調整施設・野菜真空予冷施設」落成
平成13年	2月	新岩手和牛改良組合発足
	10月	当JAホームページ開設
平成14年	6月	米品質向上物流合理化施設「ひめかみ米ランド」落成
平成16年	1月	新オンラインシステム（JASTEM）スタート
	12月	給油所事業を全農へ経営委託
平成17年	2月	畜産酪農販売額130億円突破
	12月	本所事務所を滝沢中央支所建物内へ移転
平成18年	6月	女性参与３名が誕生
	9月	新岩手農業協同組合合併10周年記念式典
平成19年	10月	岩手北部地区JA合併協議会を設立
平成20年	5月	JA新いわてを存続組合とし、JAいわてくじ、JA北いわて、JAいわて奥中山、JAみやこと合併
	10月	御明神・西山・御所支所を雫石中央支所へ統合し、移転
平成22年	5月	３年間で８億円の対策費「農業振興対策事業」創設
	10月	「JA新いわて大収穫際」を開催
	12月	「JA新いわてTPP交渉参加反対緊急集会」を開催
平成23年	3月	JA新いわて東日本大震災緊急災害対策本部設置
	10月	JA新いわて震災復興支援イベント「こころひとつに　がんばろう！岩手　収穫際」を開催
平成24年	9月	第３回「JA新いわて大収穫祭」を開催
平成25年	1月	「TPP断固反対！緊急集会」を開催
	7月	野田支所オープン
平成26年	5月	「くらし、食と農、地域を壊すTPP・EPAを許すな！ TPP断固反対！岩手県総決起集会」参加
平成27年	9月	宮古市と「災害時における米穀供給に関する協定」を締結
平成28年	5月	JA新いわて野菜販売120億円産地育成会
平成29年	1月	JA新いわて誕生20周年記念式典および祝賀会を開催
	9月	全農米倉庫「結」竣工式
平成30年	2月	山田支所新築オープン
平成31年	1月	JA新いわてふれあいの旅開催
	3月	金融移動店舗車「いいね号」 出発式
令和元年	7月	久慈地域の寒じめほうれんそうが消費者庁に「機能性表示食品」として受理
	12月	奥中山地域のレタス生産者と宮古地域のブロッコリー生産者が国際水準のグローバルGAPの団体認証を取得
令和２年	6月	新型コロナ感染症に伴う大学生支援（岩手県産米贈呈）
	11月	川井支所を宮古支所へ、田野畑支所を岩泉支所へそれぞれ統合
令和３年	1月	滝沢山麓支所を滝沢支所へ、田山出張所を安代支所へ、好摩支所を玉山支所へ、奥中山支所を一戸支所へそれぞれ統合
	3月	西根支所、西根北支所、松尾支所を統合し八幡平支所開所
令和４年	9月	八幡平市繁殖育成センター開所式
	9月	ＪＡ新いわて・ＪＡ全農いわて戸配送出発式
	9月	令和５年度岩手県農業・農村関連施策に関する要請
	10月	第12回全国和牛能力共進会
令和５年	9月	ＪＡ新いわて二戸北部ライスセンター新築工事竣工式
	9月	令和６年度岩手県農業・農村関連施策に関する要請
	10月	第１回りんどうサミット

7．店舗等のご案内

◇　金融店舗一覧

（本支所18店舗/令和６年６月1日末現在）

店舗名	所在地	キャッシュサービスコーナーご利用時間			電話番号
		平日	土曜日	日・祝日	
本所	滝沢市鵜飼向新田7-76	－	－	－	019(699)3311
滝沢支所	滝沢市鵜飼向新田7-76	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	019(684)2211
雫石支所	岩手郡雫石町高前田152	8:30～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	019(692)0111
八幡平支所	八幡平市大更第35-62	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0195(76)2311
安代支所	八幡平市叺田70-2	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0195(72)3111
玉山支所	盛岡市渋民字鶴飼1-1	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	019(683)2211
岩手支所	岩手郡岩手町大字五日市12-60-2	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0195(62)2161
葛巻支所	岩手郡葛巻町葛巻9-35-7	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0195(66)2444
久慈支所	久慈市中央1-57	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	0194(52)1311
大野支所	九戸郡洋野町大野8-47-2	8:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00	0194(77)2161
野田支所	九戸郡野田村大字野田20-10	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	0194(78)2151
二戸支所	二戸市石切所字荷渡22-7	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0195(23)4351
九戸支所	九戸郡九戸村大字伊保内7-25-1	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0195(42)3111
軽米支所	九戸郡軽米町大字軽米8-56-5	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0195(46)2911
一戸支所	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野2-5	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	0195(33)3111
宮古支所	宮古市宮町1-3-5	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0193(64)1800
山田支所	下閉伊郡山田町中央町8-25	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0193(82)4355
岩泉支所	下閉伊郡岩泉町岩泉字天間17-1	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	0194(22)2311

ＪＡ新いわて全域地図

エリア別施設一覧（支所・営農経済センター・ＡＴＭ一覧）

○南部エリア	
（滝沢市・雫石町）	
❶	本所
❶	滝沢支所
❷	雫石支所
❷	南部営農経済センター
⇒	**ＡＴＭ設置場所**
	滝沢市地域職業相談室
	介護支援センター「まごころ館」
	旧滝沢山麓支所
	滝沢市役所
	介護支援施設「ほほえみ館」
	旧西山支所
	Ａコープ御所店前
	購買店舗雫石店前
	雫石町役場

○八幡平エリア	
（八幡平市）	
❸	八幡平支所
❹	安代支所
❸	八幡平営農経済センター
⇒	**ＡＴＭ設置場所**
	旧西根支所
	旧田頭支所
	旧西根北支所跡地
	旧松尾支所
	旧田山出張所

○東部エリア	
（盛岡市・岩手町・葛巻町）	
❺	玉山支所
❻	岩手支所
❼	葛巻支所
❻	東部営農経済センター
⇒	**ＡＴＭ設置場所**
	旧好摩支所
	小屋瀬農村センター前
	葛巻生産資材店舗「くずまき楽農センター」

○久慈エリア	
（久慈市・洋野町・野田村・普代村）	
❽	久慈支所
❾	大野支所
❿	野田支所
❽	久慈営農経済センター
⇒	**ＡＴＭ設置場所**
	ＪＡライフセレモ久慈葬祭センター
	十文字チキンカンパニー久慈工場
	久慈市役所山形総合支所
	旧種市支所
	道の駅　青の国ふだい

○二戸エリア	
（二戸市・九戸村・軽米町・一戸町）	
⓫	二戸支所
⓬	九戸支所
⓭	軽米支所
⓫	二戸営農経済センター
⓮	一戸支所
⇒	**ＡＴＭ設置場所**
	二戸ショッピングセンター「ニコア」
	旧浄法寺支所
	旧奥中山支所

○宮古エリア	
（宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村）	
⓯	宮古支所
⓰	山田支所
⓱	岩泉支所
⓲	宮古営農経済センター
⇒	**ＡＴＭ設置場所**
	ひきめの里直売所
	岩泉町役場小川支所前
	「びはんストア」豊間根店
	旧川井支所
	旧田野畑支所

※番号が重複する施設は、同じ敷地内に存在します。

MEMO

MEMO